

印西市総合福祉センター指定管理者仕様書

(印西市立中央老人福祉センター、印西地域福祉センター、印西市立子どもふれあいセンター)

1 趣旨

本仕様書は、印西市総合福祉センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について必要な事項を定めるものとする。

2 施設の概要

印西市総合福祉センターは、「中央老人福祉センター」、「子どもふれあいセンター」、「地域福祉センター」、「福祉作業所コスモス」の4つの施設からなり、それぞれの施設において事業を実施している。

また、印西市社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会という。）（ボランティアセンター）が事務所を設置し、関係機関との連携や地域福祉活動の拠点としての機能を担うことで、高度化・多様化する福祉ニーズに対応しています。

3 基本方針

各施設の設置目的に基づき、世代を超えたふれあいと福祉活動の拠点施設であるという理念を持ち管理運営を行うこと。

4 管理運営に関する基本的な考え方

施設の設置目的、理念に基づき管理運営を行うこと。また、総合福祉センターは、複数の施設が併設されていることから、各施設の事業活動に支障をきたさないよう管理運営を行うこと。

ア 印西地域福祉センター

地域住民の福祉活動の拠点として施設を提供するとともに、市民の福祉意識の高揚を図ること。

イ 印西市立中央老人福祉センター（A型）

老人福祉法の規定に基づき、高齢者が健康で明るい生活を送れるよう、健康の増進・教養の向上及びレクリエーションの供与を図ること。

ウ 印西市立子どもふれあいセンター

児童と高齢者のふれあいを図るとともに、児童の健全育成に努め、子育て支援の充実を図ること。

5 施設の管理における遵守事項

- (1) 個人情報の保護を徹底すること。
- (2) 利用者からの意見・苦情等を解決し、サービスの向上に努めること。

- (3) 効率的運営を行い、管理運営費の削減に努めること。
- (4) 関係法令等を遵守すること。

6 法令等の遵守

管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。
 なお、指定期間中に下記法令の改正等があった場合は、改正等された内容を遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び同法施行令
- (2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）の規定
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び同法施行令
- (4) 印西市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 5 年条例第 6 号）及び同条例施行規則（平成 5 年規則第 19 号）
- (5) 老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について（昭和 52 年社老第 48 号）（厚生省社会局長通達）
- (6) 印西市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 3 号）及び同条例施行規則（平成 9 年規則第 11 号）
- (7) 印西市立子どもふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 4 号）及び同条例施行規則（平成 9 年規則第 7 号）
- (8) 印西市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 25 号）及び同条例施行規則（平成 12 年規則第 51 号）
- (9) 印西市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）
- (10) 印西市行政手続条例（平成 9 年条例第 31 号）
- (11) 印西市情報公開条例（平成 12 年条例第 24 号）及び同条例施行規則（平成 12 年条例第 24 号）
- (12) 印西市行政文書管理規程（平成 27 年訓令第 2 号）その他市が定める各種マニュアル等
- (13) 印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成 17 年規則第 68 号）
- (14) その他関係法令

7 施設の休所日及び開所時間

施 設 名	休 所 日	開所時間
福祉作業所コスモス	① 日曜日及び土曜日 ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③ 12月28日から翌年の1月4日までの日 （前2項に掲げる日を除く）	午前9時から午後4時まで

	④ 市長が特別の事情があると認めたときは、臨時の休所日を定めることができる	
中央老人福祉センター	① 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律第2条に規定する日に当たるときは、その翌日とする）	午前9時から午後5時まで
印西地域福祉センター	② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③ 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2項に掲げる日を除く）	（入浴施設：水曜日～日曜日 午前11時～午後4時）
子どもふれあいセンター	④ 市長が特別の事情があると認めたときは、臨時の休所日を定めることができる	

8 指定管理者が行う業務

管理運営業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託することはできないものとする。管理業務の一部を第三者へ委託（再委託）する場合には、委託先の名称及び委託計画を市長に提出し、当該業務の内容及び委託又は請負の期間等について、あらかじめ市長の承認を得ること。

（1）施設及び設備の維持管理に関する業務（①～③については、別添資料1「総合福祉センター建物総合管理業務仕様書」参照）

① 清掃管理業務に関すること（社会福祉協議会使用部分は除く。）

日常清掃、追加清掃、定期清掃

② 設備管理業務に関すること

日常管理、定期管理

③ 衛生環境業務に関すること

室内空気環境測定、水槽清掃、鼠昆虫等防除、入浴施設関係

④ 施設設備に関すること（別添資料2「機械警備業務仕様書」参照）

夜間及び休日の機械警備

⑤ 消防用設備等に関すること（別添資料3「消防用設備等点検業務仕様書」参照）

消防用設備等の法令点検

防火管理業務に関すること

指定管理者は防火管理者を定め、消防計画に基づいて、防災訓練等の防火管理上必要な業務を行う。防災訓練は年2回以上実施し、事前に日時や訓練内容について消防署に届け出ること。また、訓練終了後においても、実施内容を消防署に報告すること

⑥ 植栽管理に関すること（別添資料4「樹木管理業務仕様書」参照）

草刈、芝刈、薬剤散布、中低木刈込、高木剪定、芝生施肥、エアレーション、芝生雑草防除対策

⑦ 自家用電気工作物に関すること（別添資料5「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」参照）

自家用電気工作物の保安・管理

⑧ タイルカーペットに関すること（別添資料6「タイルカーペット清掃業務仕様書」参照）
タイルカーペットの清掃、貼り替え、保管

⑨ 施設及び付属設備の維持管理に関すること（別添資料7「特記仕様書」）

ア 通信カラオケ賃貸借

イ 健康器具（ヘルストロン）保守点検

ウ 冷水機保守点検

⑩ その他センターの管理運営に必要な業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく水道水の水質検査及び「公衆浴場における衛生等管理要領」及び、「印西市総合福祉センターいこいの湯衛生管理マニュアル」（別添資料8）に基づく浴槽水の水質検査及び衛生管理。

総合福祉センターに付随する駐車場の管理業務（別添資料9駐車場位置図を参照）

印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（別添資料10）及び印西市総合福祉センター防犯カメラの設置及び管理運用規程（案）（別添資料11）に基づく、防犯カメラの運用

（2）施設の利用手続きに関する業務

施設を利用しようとする者に対しては、「印西市公共施設予約システム」を利用し、規則で定める申請書の提出を求めること。

公共施設予約システム（職員側）を使用するためには、固定IP（固定グローバルIPアドレス）が必須なため、インターネット回線の契約をする際に、固定IPが付与されるプランを選ぶこと。また、契約後は、付与されたIPアドレスを市に報告すること。

なお、インターネット接続料については、指定管理者の負担とすること。

（3）事業の実施に関する業務

事業計画書の作成

指定管理者は、各事業年度開始前の別途市が指定する期日までに、事業計画書を作成し、市に提出すること。

なお、作成に当たっては、施設の設置目的から適切な目標を設定するなど、市と協議をすること。

①中央老人福祉センターに関すること

- ・ 印西市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条に規定する事業のうち、中央老人福祉センターの事業の実施に関すること
- ・ 中央老人福祉センターの利用の許可に関すること
- ・ 中央老人福祉センターの利用の制限及び許可の取消しに関すること
- ・ 中央老人福祉センターの利用料金の収受に関すること
- ・ 中央老人福祉センターの維持管理に関すること
- ・ 高齢者クラブの事務局に関すること
- ・ 入浴施設に関すること
- ・ その他中央老人福祉センターの運営に関する業務のうち、市長が必要と認めること

②印西地域福祉センターに関すること

- ・ 印西市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条に規定する業務の実施に関すること
- ・ 印西地域福祉センターの使用の許可に関すること
- ・ 印西地域福祉センターの使用の制限及び許可の取消しに関すること
- ・ 印西地域福祉センターの維持管理に関すること
- ・ その他印西地域福祉センターの運営に関する業務のうち、市長が必要と認めること

③子どもふれあいセンターに関すること

- ・ 印西市立子どもふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年規則第7号）第2条に規定する業務に関すること
- ・ 子どもふれあいセンターの利用の届出の受理に関すること
- ・ 子どもふれあいセンターの利用の制限、禁止及び取消しに関すること
- ・ 子どもふれあいセンターの維持管理に関すること
- ・ その他センターの運営に関する業務のうち、市長が必要と認めること
- ・ 子どもふれあいセンター情報紙「わくわくだより」の毎月発行
- ・ 地域子育て支援拠点事業（わくわくぽかぽか広場：毎週水曜日から金曜日まで、午前9時から午後2時まで）＝児童福祉法第6条の3第6項、平成27年5月21日雇児発0521第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施についての一部改正について」、印西市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成28年告示第67号）による。（国庫補助事業につき、事業経費は明確にすること）

（4）その他の業務

指定管理者は、社会福祉協議会より、使用した分の電気料金と面積按分にて算出した廃棄物処分料金を受領すること

参考：施設及び設備の維持管理等に関する役割分担表

	指定管理者	社会福祉協議会
① 清掃管理業務に関すること	○ ※社会福祉協議会使用部分は除く	△ ※社会福祉協議会使用部分のみ
② 設備管理業務に関すること	○	—
③ 衛生環境業務に関すること	○	—
④ 施設警備に関すること	○	—
⑤ 消防用設備等に関すること	○	—
⑥ 植栽管理に関すること	○	—
⑦ 自家用電気工作物に関する こと	○	—

⑧ タイルカーペットに関する こと	○	—
⑨ 施設及び付属設備の維持管 理に関すること	○	—
⑩ その他センターの管理運営 に必要な業務	○	—
その他電気料金及び廃棄物処料 金に関すること	総合福祉センター内 全ての使用分につい て支払い、社会福祉協 議会使用分について は、社会福祉協議会か ら受領する。	社会福祉協議会が使 用した分について、指 定管理者に支払う

9 職員配置

【中央老人福祉センター・地域福祉センター】

所長 1名 業務主任 1名 業務担当 1名 非常勤職員 1名

【子どもふれあいセンター】

(所長(兼務可) 1名) 主任児童厚生員 1名 児童厚生員 1名 非常勤職員 2名

※所長(3施設)の兼務は、可能とする。

※業務担当、児童厚生員等については、事業計画により適正な配置とすること。

施設及び設備の維持管理業務実施者

清掃員のほか、ボイラー・危険物の取り扱い資格を有する者、消防設備士、消防設備点検資格者及び電気工事士など法令等に基づく必要な資格を有する職員を配置すること。ただし、業務の一部について、専門的な知識又は技術を要し、かつ、自ら実施することが困難であるもの又は運営上特に効果的であると認められるものについては、市の承認を得たうえで、当該業務を適切に遂行する能力を有する者に委託することができる。

10 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで(3年間)

11 報告等

- (1) 指定管理者は、日報、事業月報のほか、会計年度終了後60日以内に事業報告書等を作成し、市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うものとし、指定管理者はこの現地調査に協力するものとする。

1 2 物品の管理等（別添資料 1 2 「総合福祉センター備品一覧」参照）

指定管理者は、市の所有に属する物品については、「印西市公有財産管理規則」に基づいて管理等を行うものとする。

1 3 保険

- （１）指定管理者は、業務の実施に当たり、必要に応じて利用者に対する賠償責任保険に加入するものとする。
- （２）指定管理者は、自己の責任において必要に応じて各種保険に加入するものとする。

1 4 指定期間終了後の引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間が終了するとき又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復すると共に、次の指定管理者が円滑に管理運営業務を遂行できるよう十分な引継ぎを行うものとする。

1 5 守秘義務及び個人情報保護に関する基準

（１）守秘義務

指定管理者は、管理業務の実施に当たって知り得た情報を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

（２）個人情報保護

指定管理者は、業務の実施に当たり個人情報保護及び行政情報を取り扱う場合は、印西市個人情報保護条例及び個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

1 6 モニタリング

- （１）指定管理者は、市の「指定管理者に係るモニタリング実施基準」に基づきモニタリングを実施又は協力するものとする。なお、年度終了後に市で作成する「指定管理者評価シート」は市のホームページ等に公表することとする。

なお、事業報告書及びモニタリング結果等を考慮したうえで、指定管理者の業務が基準を満たしていないと市が判断した場合、改善指導を行い、改善が見られない場合、文書による改善指示や、指定を取り消すことがある。

（２）利用者アンケート

利用者を対象に、指定施設において提供するサービスの評価に関するアンケート等を、市の指示のもと随時実施すること。

また、指定管理者は、アンケート用紙の配布や回収を行うものとするが、アンケートの性質を鑑み、その配布や回収方法については、市と協議のうえ実施すること。

1 7 リスク分担

市及び指定管理者とのリスク分担は、別紙1「リスク分担表」のとおりとする。

1.8 協議等

- (1) 管理を円滑に遂行するため、必要に応じて市との連絡会議を行い、調整を図るものとする。
- (2) 指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

1.9 その他

光熱水費において、積算した指定管理料と実績額に大きな乖離が生じた場合（指定管理者の努力によらずに余剰金が生じた場合）には、初年度に限り協議の上、精算を行うとともに、次年度の協定の中で必要な修正を加えるものとする。

リスク分担表

(○：主分担) (△：従分担)

段階	種別	種 類	内 容	分担	
				市	指定管理者
指定期間共通	経済リスク	物価の変動	物価の変動に伴う経費の増	—	○
		金利の変動	金利の変動に伴う経費の増	—	○
		資金調達	運転資金等の確保によるもの	—	○
	制度リスク	税制の変更	管理業務に直接影響を与える税制の変更によるもの	○	—
			一般的な法令等の変更によるもの	—	○
			租税公課の改正に伴う経費の増	—	○
		法令の変更	管理業務に直接影響を与える法令等の変更によるもの	○	—
			一般的な法令等の変更によるもの	—	○
		許認可の取得	管理業務の遂行に必要な許認可取得	—	○
			市の単独申請に係る許認可取得	○	—
	社会リスク	地域住民への対応	管理業務に係る地域住民からの苦情又は要望に関するもの	—	○
			上記以外の地域住民からの苦情又は要望に関するもの	○	—
		環境の保全	管理業務の遂行に伴う環境への悪影響によるもの	—	○
		第三者への賠償	施設の構造上の瑕疵による損害	○	—
			管理業務上の瑕疵による損害	—	○
	政治・行政	政治・行政的理由による業務変更・停止	政治・行政的理由に起因する業務の変更又は停止等による経費増又は収入減	○	—
	労災	労務災害	業務従事者の労務災害等	—	○
	再委託	再委託による損害	管理業務の一部を再委託された第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害	—	○
	不可抗力リスク	不可抗力 (暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)	事前に対策不可能な不可抗力に伴う、施設・設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	△
			事前に対策可能な不可抗力に伴う、施設・設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	△	○

(○：主分担) (△：従分担)

段階	種別	種類	内 容	分担	
				市	指定管理者
申請・協定	申請・協定リスク	書類の誤り	市作成書類（募集要項及び業務仕様書等）の誤りによるもの	○	—
			指定管理者作成書類（申請書及び事業計画書等）の誤りによるもの	—	○
		申請費用	申請に係る費用の負担	—	○
		協定書の誤り	協定書の誤りによるもの	○	○
準備行為	準備リスク	準備行為	管理業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練・研修等の実施その他の準備行為	—	○
		業務開始の遅延	市の責めに帰すべき遅延によるもの	○	—
			指定管理者の責めに帰すべき遅延によるもの	—	○
維持管理業務	維持管理リスク	施設・設備の改修（現状変更）	安全管理上必要とされる改修（現状変更）	○	—
			サービス向上のための改修（現状変更）	—	○
		施設・設備・備品の損害	経年劣化によるもの（1件当たり30万円未満）	—	○
			経年劣化によるもの（1件当たり30万円以上）	○	—
			第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件当たり20万円未満）	—	○
			第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件当たり20万円以上）	○	—
			施設の構造上の瑕疵による損害	○	—
			管理業務上の瑕疵による損害	—	○
施設運営業務	施設運営リスク	需要変動	不可抗力等による利用者の急激な減少	○	△
			上記以外の理由による利用者の減少	—	○
		利用者への対応	管理業務に係る利用者からの苦情又は要望に関するもの	—	○
			上記以外の利用者からの苦情又は要望に関するもの	○	—
		資料等の損害	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件当たり10万円未満）	—	○
			第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件当たり10万円以上）	○	—
			施設の構造上の瑕疵による損害	○	—
			管理業務上の瑕疵による損害	—	○
		技術革新	OA機器の革新による追加支出	—	○
			協定締結時点で想定し得ない技術革新	○	—
		セキュリティ	施設の構造上の瑕疵による情報漏洩、犯罪発生	○	—
			管理業務上の瑕疵による情報漏洩、犯罪発生	—	○

(○：主分担) (△：従分担)

段階	種別	種類	内 容	分担	
				市	指定管理者
自主事業	自主事業リスク	自主事業の実施 (施設の設置目的を達成するため、管理業務の遂行を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により、独自に企画実施する事業)	自主事業実施に伴い発生が想定されるリスク	—	○
業務終了	業務終了リスク	現状回復	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う管理物件の現状回復に伴うもの	—	○
		業務引継ぎ	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う業務引継ぎ	—	○
		撤収	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う撤収費用	—	○

総合福祉センター建物総合管理業務仕様書

総 則

この仕様書は、印西市総合福祉センター建物総合管理の概要を示すものである。

1 管理業務の種別

- (1) 清掃管理業務 日常清掃、追加清掃、定期清掃
- (2) 設備管理業務 日常管理、定期管理
- (3) 衛生環境業務 空気環境測定、水槽清掃、鼠昆虫等防除、入浴施設関係

2 管理業務責任者及び要員

身体、精神ともに健全な者とし、責任者を選任し作業の完全遂行を図る。

3 管理業務態様

- (1) 日常清掃については、次の各号を除く日とする。

- ① 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日に当たるときは、その翌日とする。

- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- ③ 12月28日から翌年の1月4日までの日（①及び②に掲げる日を除く。）

- (2) 定期清掃・定期管理・衛生環境業務については、日時を指定して行うこと。

- (3) 日常管理については次の各号を除く日とする。

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日（①に掲げる日を除く。）

- (4) 管理業務時間については、次のとおりとする。

午前8時30分から午後5時15分までとする。

管理業務詳細

(1) 清掃管理業務

日常清掃、追加清掃、定期清掃に区分して実施する。

事業運営に支障のないようにし、また、施設利用者等に不快感を与えないよう常に完璧な清掃状態を維持するものとする。

1 清掃業務の範囲

①家具、什器等（椅子等軽微なものを除く。）の移動は、特記がない限り別途とする。

②次にかかげる部分の清掃は、特記がない限り省略できる。

ア ロッカー、家具等があり清掃不可能な部分

イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分

2 臨時の措置

臨時に新たな清掃が必要になったときは、その旨の報告を受け指示をする。

3 清掃業務の確認

清掃業務終了後には、報告を受けて確認を行う。

4 資機材等の保管

資機材及び衛生消耗品は、指示された場所に、整理し保管する。

5 清掃に伴う注意事項

①使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、また、清掃場所に応じたものを使用する。

②貸与された使用機材は適したものであることを確認する。

(2) 設備管理業務

空気調和、冷暖房、換気、給排水衛生、電気等の各設備その他これらに付帯する設備の日常点検、保守及び運転を主な任務とする。従事者は常に各設備が円滑に使用できるよう最善の努力をはらうとともに事故を未然に防止し、各設備の耐用年数の延長及び運転経費の削減を図らなければならない。

一般事項

1 運転・監視

運転・監視にあたっては、関連する機器類の制御を適切に行い、効率的な運転を行う。

2 運転・監視の記録

次にあげる事項を記録する。

②、③の記録の周期は特記する。④の記録の周期は、1日1回とする。ただし、テナント用子メーターついて特記によるものとする。

①記録を行った者

②機器の運転開始時刻及び終了時刻

③熱源機器運転中の外気温度湿度

④電気、ガス、油、水道、下水道等の光熱水の使用量

⑤その他本編に定める項目

3 臨機の措置

災害発生に伴う重大な危険が認められた場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は直ちに通報するとともに、関係各部署に連絡調整を行うものとする。

4 機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応法について、予め協議しておく。

なお、緊急を要する場合は、業務担当者は直ちに必要な措置を講じるものとする。

5 資料等の整理、保管

①機器等の取扱説明書等、次にあげるものの整理、保管を行う。

②機器台帳

③工具、器具とその台帳

6 設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室の整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。

7 障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。また、注意標識等の汚損、損害等がなく見やすい状態で適正に取付けられていることを確認する。

電気設備

1 運転・監視

- ①運転・監視は、商用電源又は非常用電源の使用状態で、原則として目視により行う。
- ②電気設備は、電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。
- ③特に日常使用の多い、分電盤、制御盤等、幹線、照明器具、コンセント、点滅器等の配線器具の異音、異臭、加熱、変色、不点灯等の異常を巡視及び計器指示値等により運転・監視を行う。また、照明器具等のランプ交換時に必要な場合にはランプ、反射板、カバー等の清掃を行うものとする。
- ④各設備において、機器類の取付け状態（支持部材、固定部材等の劣化、ボルトの緩みの有無）について年1回は運転・監視業務にて確認を行うものとする。
- ⑤分電盤・制御器のキャビネット表面の除塵は日常の運転・監視業務に含む。

2 障害等の除去

電気設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。また、注意標識等の汚損、損傷等がなく見やすい状態で適正に取付けられていることを確認する。

機械設備

1 運転・監視

- ①運転に係る取扱いを法令で定めている場合には当該法令の定めるところによる。
- ②機器又は設備の運転は、性能及び規格に適した燃料及び補給材を用い、取扱い説明書に従い適正に操作する。
- ③運転開始もしくは運転終了直後又は運転中、巡視その他必要な状態監視を行う。
- ④機器又は整備の運転・監視記録は、機器の種別に応じてそれぞれ定められた項目について行う。

2 電気主任技術者との協議

電気事業法に定める自家用電気工作物に係る機器又は設備等の運転及び監視について、必要があると認める場合には電気主任技術者と協議する。

監視制御設備

監視制御設備の運転・監視にあたっては、建築設備の監視制御を停止することなく行うものとする。また、その周期は別に定め、記載なき場合周期は毎日とする。

その他

日常管理、定期点検保守等、管理業務全般にわたり日常・定期点検基準表に表示されない部分についても、業務上欠くことのできない部分については、協議のうえ実施することとする。

(3) 衛生環境業務

施設が衛生的で各種法律に適合するように行い、善良なる意識と誠意を持ち利用する者の危害予防に努めなければならない。

建築物環境衛生管理技術者の選任

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）に基づく本施設の運用は、建築物環境衛生管理技術者（ビル管技術者）を選任し、十分な連絡を行い、業務計画を作成し、一元的にこれを行う。

1 資格

厚生労働大臣の免許を受けた者とする。但し、常駐勤務は行わない。

2 任務

- ①環境衛生の維持管理に必要な実務計画の立案と実務に伴う全般的な監督をする。
- ②点検や測定結果に基づく全般的な改善事項の具申及び協力をする。
- ③衛生的な建物の運用方法についての指導及び助言をする。
- ④その他法に基づく業務を行う。

室内空気環境測定業務

1 目的

室内空気環境測定業務は、建物内に於ける空気環境の整備を主目的としており、生命の維持に最も重要な空気を管理し建物内に勤務する者の健康と安全性の向上を目指すものである。

尚、点検結果については、建築物環境衛生管理技術者、空気調和設備等の運転保守技術者及び、清掃業務担当者等と、内容を協議し、施設の空気環境の向上及び、改善の指標について検討を行うものとする。

2 仕様

- ①測定は、毎月実施するものとする。
- ②測定箇所は、10箇所とし、法令に則り空気環境測定実施資格者が測定を行う。
- ③測定場所は、別途協議する。
- ④1箇所当りの測定回数は、3回を基準とする。
- ⑤測定後速やかに測定結果を2部作成し、提出させる。

中水槽、汚水槽、雑水槽等清掃

1 一般事項

- ①作業は、健康状態の良好な者が行う。
- ②作業衣及び使用器具は、掃除専用のものであるとする。
- ③清掃は、排水の質、量及び水槽の容量等に応じ行う。周期は特記がなければ年1回とする。
- ④蚊、ハエ等の発生防止に努め清潔を保持する。
- ⑤除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等配慮するとともに作業中の事故に留意する。

- ⑥清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。
- ⑦水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分にする。バルブの開閉状態、制御装置等の設定状態を確認し安全を確保する。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。
- ⑧洗浄に薬品を用いる場合には、終末処理場又はし尿浄化槽の機能を阻害する事のないよう留意する。
- ⑨作業終了後は、各バルブ、制御装置の設定を始業前の状態に復帰する。

2 清掃作業

- ①水槽内の汚水及び残留物質を確実に除去する。
- ②流入管に付着した物質並びに配水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒を行う。

3 汚泥等の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

4 水張り

清掃終了後、必要に応じ水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

5 その他

清掃中、水中ポンプ及び電極等の状態を確認する。

ねずみ、昆虫等の防除

1 対象害虫及び使用薬剤

①ゴキブリ、ダニ

フェトロチオン、ダイアジノン、ピレトリン、ペルメトリン

②チョウバエ、蚊

ダイアジノン、DDVP、クロルピニチメチル

③ネズミ

クマリン製剤、ノボルマイト剤、硫酸タリウム、黄リン製剤、ツインキャット、圧殺器、超音波、電磁波

2 実施方法

①ゴキブリ、ダニ

ミスト機にて歩行路等に帯状又は全面に散布し、接触後に死滅させる。施工困難なところは、フォグマシン等を使用して煙霧を行う。

②チョウバエ、蚊

成虫に対してミスト機で噴霧して行う。マンホール等はミスト機で噴霧後粉剤を投入するか、蒸散剤を設置する。

③ネズミ

上記の薬剤を有効に使用し科学的駆除を行う。捕獲及び圧殺の物理的駆除進入通路を遮断する物理的駆除。

入浴施設管理

1 施設全般の管理

- ① 施設設備は、次表及び、別添資料8「印西市総合福祉センター いこいの湯 衛生管理マニュアル」により管理・清掃し、清潔で衛生的に保つ。

場所	清掃
脱衣室内の人が直接接触するところ (床、壁、脱衣籠)	毎日清掃
浴室内の人が直接接触するところ (床、壁、洗いおけ、腰掛)	毎日清掃
浴槽	毎日清掃・毎日換水
浴室内の排水口	毎日清掃し、汚水を適切に排水する
空気調和装置(フィルター等)、換気扇	適宜清掃
ボイラー・貯湯槽・浴室濾過装置保守 点検	年3回清掃点検
便所	毎日清掃し、防臭に努める
排水設備(排水溝、排水管、汚水槽、 雑排水槽、等)	適宜清掃し、防臭に努め、常に流通を良好に保つ、汚水 槽・雑排水槽は年一回清掃
配管内溜水排水用電磁弁(ストレーナ ー)	適宜清掃し、流水を良好に保つ。

- ②施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の生息状態について、年2回点検し、適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つ。

2 換気、温度

脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行う。

3 脱衣室の管理

- ①床面は、常に適度な乾燥を保つ。
②足ふきマットは、適宜取り替え衛生的に保つ。

4 浴室の管理

- ①浴室は、湯気抜きを常に適切に行うとともに、給水(湯)栓等が、常に使用できるよう毎日保守点検する。
②浴槽水は適温に保つ。
③浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水を供給することにより溢水させ、清浄に保つ。
④浴槽水は毎日換水する。
⑤浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤(次亜塩素酸ナトリウムを使用する。)は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を0.65mgに保つようにする。また、濃度を日2回測定し、その記録を3年保存する。

⑥塩素消毒とオゾン殺菌を併用し浴槽水を清潔に保つ。

⑦浴場内で汚物を発見した場合は、浴室全体を使用中止し、汚物除去、浴室内の清掃・消毒及び浴槽の換水を実施する。使用再開は、清掃・消毒・換水終了の確認後とする。

5 飲料水供給設備の管理

飲用水を供給する設備については、年2回水質検査を行う。なお、その記録を作成し、これを5年保存する。飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条の水質基準項目のうち、必要な項目について検査を行う。

6 浴槽水等の水質管理

① 浴槽水は年1回水質検査を行い、衛生管理が適切に行われているか確認する。なお、その記録を作成し、これを3年保存する。

② 前記の水質検査に係る検査項目、水質基準及び検査方法については、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（平成12年12月15日生衛発第1811号）による。

③ シャワー水は年1回水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認する。

7 給水、給湯設備の管理

① ボイラー・貯湯槽・浴室濾過装置は、年3回保守点検し、必要に応じて軽微な補修（調整、締付、清掃作業、消耗品・小部品の交換等）を行う。

② 循環ろ過装置は毎日逆洗して汚れを排出する。

③ ヘアキャッチャーは毎日清掃する。

④ 貯湯槽の湯温は、60℃に保つ。

⑤ 密閉式膨張タンクは、年1回定期点検を実施し、圧力の調整や窒素ガスの充填を行う。

8 入浴設備薬品洗浄

①ろ過循環装置及び循環配管内等は週1回高濃度塩素等（10 mg/L）による消毒を行う。

②入浴設備（浴室内、浴槽、ろ過循環装置及び循環配管内等）は年1回生物膜除去のための薬品洗浄清掃を行う。

9 従業員の衛生管理

①衣服は、常に清潔に保つ。

②結核若しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させない。

10 緊急時の対応

①総合福祉センター安全管理マニュアルに基づき、迅速に対応する。

②施設利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、ただちに市高齢者福祉課及び印旛保健所に通報し、指示を仰ぐ。

- ・浴槽、循環ろ過装置等施設の現状を保持する。

- ・浴槽の使用を中止する。

- ・独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わない。

11 その他

①入浴者の心得、その他必要な事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示する。

②善良な風俗の保持に努める。

③浴室利用の手続き（利用者名簿の管理・健康状態の確認・入場者制限等）及び浴室の巡回点検を行う。

☆ 建築物環境衛生管理基準

項 目	管理基準
①浮遊粉じんの量	空気 1 m ³ につき 0. 1 5 m g / 以下
②一酸化炭素の含有率	空気 1 m ³ につき百万分の十以下 (1 0 PPM) 以下
③炭酸ガスの含有率	空気 1 m ³ につき百万分の千以下 (1 , 0 0 0 PPM) 以下
④温度 1 7 ～ 2 8 ℃ 以下	1 7 ℃ 以上 2 8 ℃ 以下
⑤相対湿度 %	4 0 % 以上 7 0 % 以下
⑥気流 sec	0. 5 m 以下

[illegible]

設備管理業務作業表

勤務別	業務別	設備名	作業項目
昼間勤務	運転監視 制御業務	電気設備	受変電設備操作・監視、受変電盤操作・監視、発電設備の運転、その他関連設備の確認
		空調設備 (冷暖房設備)	中央監視盤操作・記録・監視、ボイラー運転操作・監視、空調機運転操作・監視、換気設備運転操作・監視 その他関連設備の運転操作・監視等
		給排水衛生設備	給水設備の運転操作・監視、排水設備の運転操作・監視、給湯設備の運転操作・監視、その他関連設備の運転 操作・監視等
	日常巡視 点検業務	電気設備	受変電設備の巡視点検、各電気設備の巡視点検、その他関連設備の巡視点検等
		空調設備 (冷暖房設備)	中央監視盤操作の巡視点検、ボイラー設備の巡視点検、空調機の巡視点検、換気設備の巡視点検 その他関連設備の巡視点検等
		給排水衛生設備	給水設備の巡視点検、排水設備の巡視点検、給湯設備の巡視点検、その他関連設備の運転操作・監視等
	一般管理 業 務		各設備の管理計画の作成、関係官公庁その他に対する諸手続き及び事務、管理業務状況報告書の作成、その他

清掃周期表

玄関ホール(風除室等)

風除室	硬質床	m ²	28.98	
作業所玄関	硬質床	m ²	12.10	
職員用玄関	硬質床	m ²	6.40	
			47.48	隔日

機械室・倉庫

大倉庫	弾性床	m ²	91.36	
倉庫1	弾性床	m ²	37.81	
倉庫2	硬質床	m ²	39.07	
倉庫3	硬質床	m ²	6.51	
倉庫4	弾性床	m ²	35.22	
機械室	硬質床	m ²	89.95	
			299.92	月1回

廊下

廊下	繊維床	m ²	79.89	
廊下	繊維床	m ²	13.69	
廊下	繊維床	m ²	716.37	
			809.95	日1回

事務室・会議室(あそびの広場等)

ふれあいの間	繊維床	m ²	159.85	
マッサージコーナー	繊維床	m ²	23.70	
談話コーナー	繊維床	m ²	31.20	
あそびの広場	弾性床	m ²	80.01	
わくわくぽかぽか広場	弾性床	m ²	80.01	
			374.77	日1回

事務室・会議室(研修室等)

相談室2	繊維床	m ²	41.89	
福祉団体室	繊維床	m ²	71.46	
ボランティア室	繊維床	m ²	71.46	
研修室	繊維床	m ²	71.46	
録音室	繊維床	m ²	33.96	
娯楽室	繊維床	m ²	80.01	
集会室	繊維床	m ²	132.31	
更衣室1	繊維床	m ²	15.04	
更衣室2	繊維床	m ²	15.36	
更衣室3	繊維床	m ²	33.27	
書庫	繊維床	m ²	13.01	
調理実習室	弾性床	m ²	71.46	
レクリエーションホール	弾性床	m ²	191.80	
創作室	弾性床	m ²	80.01	
洗濯室	弾性床	m ²	5.21	
印刷室	弾性床	m ²	18.97	
			946.68	週1回

事務室・会議室(事務室等)				
事務室	弾性床	m ²	57.80	
作業員室	繊維床	m ²	15.99	
			73.79	週1回
事務室・会議室(福祉作業所)				
作業室	弾性床	m ²	151.80	
医務室	弾性床	m ²	4.92	
休憩室	繊維床	m ²	15.10	
食堂	弾性床	m ²	54.27	
			226.09	週1回
いこいの湯				
浴室	硬質床	m ²	51.92	
浴室	硬質床	m ²	51.92	
脱衣室	繊維床	m ²	30.80	
脱衣室	繊維床	m ²	26.00	
			160.64	週5回
便所				
便所(4ヶ所)	弾性床	m ²	123.37	
			123.37	日2回
便所(福祉作業所)				
作業所内便所(シャワー室)	弾性床	m ²	14.60	
			14.60	日1回
湯沸室				
湯沸室	弾性床	m ²	4.96	
湯沸室	弾性床	m ²	4.68	
			9.64	日1回
外部清掃(駐車場等)				
駐輪場	硬質床	m ²	82.30	
ごみ置場	硬質床	m ²	10.00	
駐車場等	硬質床等	m ²	7748.20	
中庭等	芝生等	m ²	2363.00	
			10203.50	週1回

床の清掃

1 弾性床の清掃作業（2. 1. 1 表）

作業項目	作業内容
1 除塵	
① 自在箒又はフロアダスターによる除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
② 真空掃除機による除塵	真空掃除機で丁寧に吸塵する。
2 水拭き	
① 部分水拭き	汚れや水滴など付着した部分をモップで拭く。
② 全部水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
3 洗浄	
① 表面洗浄	- 椅子等の軽微な什器の移動を行う。 - 床面の除塵を行う。除塵作業は「1 除塵①」又は「1 除塵②」により行う。 - 適性に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 - 洗浄用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。 - 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 2 回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は「2 水拭き②」により行う。 - 樹脂床維持剤を塗り残しやむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。 - 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2 回とし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに1 回重ね塗りする。 - 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

2 硬質床の清掃作業（2. 1. 2 表）

作業項目	作業内容
1 除塵	
① 自在箒又はフロアダスタによる除塵	2. 1. 1 表「1 除塵①」による。
② 真空掃除機による除塵	2. 1. 1 表「1 除塵②」による。
2 水拭き	
① 部分水拭き	2. 1. 1 表「2 水拭き①」による。
② 全部水拭き	2. 1. 1 表「2 水拭き②」による。
3 洗淨	
① 全面洗淨	1 椅子等軽微な什器の移動を行う。 2 床面の除塵を行う。除塵作業は「1 除塵①」又は「1 除塵②」による。 3 床面を十分ぬらした後、適性に希釈した表面洗淨用洗剤をむらのないように塗布する。 4 洗淨用パッド又は洗淨用ブラシを装着した床磨きで汚れを洗淨する。 5 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 6 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は「2 水拭き②」より行う。 7 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

3 繊維床の清掃作業（2. 1. 3 表）

作業項目	作業内容
1 除塵	
① 塵空掃除機による除塵	2. 1. 1 表「1 除塵①」による。
② カーペットスqueeperによる除塵	床表面の粗ごみをカーペットスqueeperで回収して除塵する。
2 しみ取り	水溶性、油性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。方法は特記による。
3 補修	除塵作業だけでは除去できない汚れの著しい区域について、部分的な交換を実施する。
4 洗淨	汚染したカーペットは当施設外にて洗淨、しみ処理、除塵及び風合い蘇生等を行う。

場所別の清掃

1 玄関ホール等の清掃作業（2. 2. 1表）

作業対象		作業項目	作業内容
床の清掃	弾性床	2. 1. 1表による。	
	硬質床	2. 1. 2表による。	
	繊維床	2. 1. 3表による。	
床以外の清掃	壁	1 部分拭き 2 除塵 3 部分洗浄	汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。 鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。 固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。 真空掃除機で吸塵する。
	フロアマット	1 除塵 2 洗浄	洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 洗剤を用いる場合はよくすすいだ後、十分に乾燥させる。
	扉ガラス	1 部分拭き 2 全面拭き	汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は空拭きする。 ガラス全面に水又は専用洗剤を塗り、窓用スqueegeeで汚れをとる。
	什器備品	1 除塵 2 拭き	タオル、ダストクロス等で埃を取る。 タオルで水拭きする。
	金属部分	1 除塵 2 磨き	タオル、ダストクロス等で埃を取る。 専用洗剤を用い、汚れを除去し、洗剤分を十分に拭き取った後、乾いた布で磨く。
	照明器具	拭き	点灯に支障のある場合は、管球、反射板やカバーなどを拭く。

2 事務室・会議室の清掃作業（2. 2. 2表）

作業対象		作業項目	作業内容
床の清掃	弾性床	2. 1. 1表による。	
	繊維床	2. 1. 2表による。	
床以外の清掃	ごみ箱	ごみ収集	2. 2. 5表「ごみ収集作業」による。
	照明器具	拭き	2. 2. 1表「照明器具」による。
	什器備品	1 除塵 2 拭き	2. 2. 1表「什器備品、除塵」による。 2. 2. 1表「什器備品、拭き」による。
	窓台	1 除塵 2 拭き	タオル、ダストクロス等で埃を取る。 タオルで水拭き又は洗剤拭きする。

3 便所・洗面所及び脱衣所の清掃作業（2. 2. 3表）

作業対象		作業項目	作業内容
床の清掃	弾性床	2. 1. 1表による。	
	硬質床	2. 1. 2表による。	
床以外の清掃	壁	1 部分拭き	2. 2. 1表「壁1部分拭き」による。
		2 除塵	2. 2. 1表「壁2除塵」による。
		3 部分洗浄	2. 2. 1表「壁3部分洗浄」による。
	扉及び便所へだて	1 部分拭き	汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		2 全面洗浄	全面を専用洗剤を用いて洗浄する。
	ごみ箱	ごみ収集	2. 2. 5表「ごみ収集作業」による。
	洗面台	拭き	スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
	鏡	拭き	乾拭きして仕上げる。
	衛生陶器	洗浄	専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同じに金属類も拭きあげる。
	衛生消耗品	補充	トイレットペーパーや水石鹼等を補充する。
追加清掃	汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器を清掃する。
	照明器具	拭き	2. 2. 1表「照明器具1拭き」による。
	冷水器	拭き	専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
	床	部分拭き	2. 2. 1表「床の清掃」による
	ごみ箱	ごみ収集	2. 2. 5表「ごみ収集作業」による。
	洗面台、鏡	拭き	汚れた部分を拭く。
	衛生陶器	洗浄	汚れた部分を拭く。
	衛生消耗品	補充	トイレットペーパーや水石鹼等を補充する。
	汚物容器	汚物収集	内容物を処理する。

4 湯沸室の清掃作業（2. 2. 4表）

作業対象		作業項目	作業内容
床の清掃	弾性床	2. 2. 1表による。	
	硬質床	2. 2. 1表による。	
床以外の清掃	壁	1 部分拭き	2. 2. 1表「壁、1部分拭き」による。
		2 除塵	2. 2. 1表「壁、2除塵」による。
		3 部分洗浄	2. 2. 1表「壁、3部分洗浄」による。
	扉	1 部分拭き	2. 2. 3表「扉及び便所へだて、1部分拭き」による。
		2 全面洗浄	2. 2. 3表「扉及び便所へだて、2全面洗浄」による。
	流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
	厨芥容器	1 厨芥収集	1 厨芥を収集する。
			2 容器を中性洗剤で洗浄する。
	換気扇	清掃	必要により除塵清掃する。
	照明器具	拭き	2. 2. 1表「照明器具1拭き」による。

5 浴室の清掃作業

作業対象		作業項目	作業内容
床の清掃	弾性床	2. 1. 1表による。	
	硬質床	2. 1. 2表による。	
床以外の清掃	浴槽	換水	浴槽水を換水する。（換水方法は別途指示）
		洗浄	浴槽の汚れを完全に除去する。
	水栓	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
	洗面台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
	桶、腰掛け	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
	鏡	拭き	乾拭きして仕上げる。
	衛生消耗品	補充	石鹼等を補充する。（感染症の状況により協議）

6 外部清掃

作業対象	作業項目	作業内容
駐車場	拾い掃き	巡回して、ごみを拾う。
中庭等	拾い掃き	巡回して、ごみを拾う。
駐輪場	拾い掃き	巡回して、ごみを拾う。
ゴミ置場	拾い掃き	巡回して、ごみを拾う。

7 ごみ収集作業（2. 2. 5表）

作業対象	作業項目	作業内容
運搬	各部屋から集積所までの運搬	各場所で集められた塵芥・厨芥など区別して運搬する。
中間処理	1 分別 2 梱包	集められたごみを種類ごと分別する。 集められたごみを適当な分量に梱包する。

8 ビニル床洗浄ワックス

作業対象	作業項目	作業内容
床	洗浄	床の清掃「洗浄」による。

9 磁器タイル洗浄

作業対象	作業項目	作業内容
床	洗浄	床の清掃「洗浄」による。

10 ガラス洗浄

作業対象	作業項目	作業内容
ガラス	洗浄	1 ガラス面に適性に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。 2 ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 3 ガラス周りのサッシをタオルで清拭する。

11 ブラインド清掃

作業対象	作業項目	作業内容
ロールスクリーン 電動横型ブラインド	除塵 除塵	除塵清掃する。ほつれが著しい場合は補修する。 除塵清掃を基本とし、汚れの著しい場合は適性洗剤を使用して汚れを拭き取る。

【設備概要】

No. 1

設備項目	設備内容
受電設備	契約電力 245Kw（令和7年6月時点） 受電方式 三相3線式 6.6KV 50Hz 引込方式 PAS 7.2KV 300A GR付 受変電盤形式 自立式（キューピクル）
高圧受電盤 1面	断路器 7.2KV 3PDS 400A
低圧電灯盤 2面	遮断器 VCB 7.2KV 600A
低圧動力盤 2面	計器用変流器 75/5A
非常電源盤 1面	計器用変圧器 6,600/110V
	保護継電器 静止形
	変圧器 一般電灯 100KVA×2
	低圧動力 200KVA×2
	進相コンデンサ SC 16KVA×2
非常用発電設備	発電機 三相3線式 200V 50Hz 39KVA 原動機 ディーゼル機関、電気始動式 ラジエター冷却方式 軽油 バッテリー 12V60Ah
幹線設備	動力幹線 三相3線 AC200V 電灯幹線 単相3線 AC200/100V 非常動力幹線 三相3線 AC-GC200V 〃 照明幹線 単相2線 AC-GC100V
照明コンセント設備	電灯分電盤 7面
動力設備	動力制御盤 13面
電気時計設備	親時計 プログラムタイマー付 1回路 子時計 25台
トイレ呼出し	身障者用 5ヶ所 表示器 2台
非常放送設備	定格出力 ～270W 非常電源 ～270W（ニッカド電池） ラジオ受信 AM/FM 入力回路 マイク1・2、レコード、ライン1・2、チャイム 出力回路 10回路＋1斉 壁掛型非常用リモコン DC24V

【設備概要】

No. 2

設備項目	設備内容
自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級 差動式スポット型感知器 3 2 個 定温式スポット型感知器 (1 種防水) 1 0 個 〃 (特殊防水) 1 7 個 煙感知器 (2 種) 5 7 個 〃 (3 種) 4 個 発信機 1 0 個 表示灯 1 0 個 消火栓起動装置 1 式 非常、予備電源 1 式
T V 共同受信設備	アンテナ B S U H F A M 伝送方式 B S - I F 方式

【設備概要】

No. 3

設 備 項 目	設 備 内 容	台 数
空冷ヒートポンプ パッケージエアコン ()内は個数	PAC-1 (2) . 1 a (2) . 2 (2) . 2 a (2) . 3 . 3 a . 4 ~ 6 . 4 a . 5 a . 6 a . 8 . 8 a . 1 0 . 1 0 a . 2 0 . 2 1 . 2 2 マルチ型, 床吹出し型, 壁ビルトイン型 マルチ型 (冷暖切替タイプ) 冷房能力 2 2 . 4 KW 暖房能力 2 5 . 0 KW	2 3
	PAC-7 . 7 a . 9 . 9 a . 1 1 . 1 1 a . 1 2 . 1 2 a . 1 7 . 1 9 . 2 4 マルチ型, 壁ビルトイン型, 天井埋込ダクト型 マルチ型 (冷暖切替タイプ) 冷房能力 2 8 . 0 KW 暖房能力 3 1 . 5 KW	1 1
	PAC-1 3 (2) . 1 3 a . 1 4 (2) . 1 4 a 床置きダクト型 冷房能力 5 6 . 0 KW 暖房能力 6 3 . 0 KW	6
	PAC-1 5 (2) . 1 5 a . 1 6 (2) . 1 6 a 床置きダクト型 冷房能力 7 1 . 0 KW 暖房能力 8 0 . 0 KW	6
	PAC-1 7 a (2) 天井カセット式 冷房能力 5 . 6 KW 暖房能力 6 . 3 KW	2
	PAC-1 8 a . 1 9 b (2) . 1 9 c . 2 0 a (2) . 2 1 a (2) . 2 1 b (2) . 2 2 a . 1 9 a (2) 天井カセット式, 天井埋込ダクト型 冷房能力 4 . 5 KW 暖房能力 5 . 0 KW	1 3
	PAC-1 7 b (2) 天井カセット式 冷房能力 7 . 1 KW 暖房能力 8 . 0 KW	2
	PAC-1 7 c (2) . 1 8 b . 1 8 c . 1 9 d . 2 3 (室外機) . 2 3 (室内機) 天井カセット式 冷房能力 3 . 6 KW 暖房能力 4 . 0 KW	7
	PAC-2 0 b . 2 2 b 天井埋込ダクト型 冷房能力 1 1 . 2 KW 暖房能力 1 2 . 5 KW	2
	PAC-2 4 a (2) 天井カセット式 冷房能力 1 4 . 0 KW 暖房能力 1 6 . 0 KW	2
中央 監視システム	個別、一括、スケジュール発停、冷暖切替、温度設定、状態監視 状態監視 電力デマンド制御	1
加湿ユニット	HUM-1 (3) 加湿能力 2 . 2 k g / h 天井カセット形 HUM-2 (2) 加湿能力 1 0 . 8 k g / h ダクト接続形	5

【設備概要】

No. 4

設備項目	設備内容	台数
給気ファン	シロッコファン（ミニストレート・片吸込）	34
排気ファン	ラインファン、シロッコファン（ストレート・片吸込）有圧扇	38
吹出ファン	埋込型 床吹出型	15 26
全熱交換ユニット	天吊型（カセット、埋込）	10
温水コイル （浴室・脱衣室給気）	ダクト接続型 加熱能力 28,000Kcal/h 水量 47リットル/min	2
汚水槽等	雑排水槽 コンクリート製地下ピット 30 m ³ 汚水槽 " 7 m ³ グリストラップ 金属性 143 リットル	1 1 1
中水槽等	中水槽 コンクリート製地下ピット 15 m ³ 沈砂槽 " 5.5 m ³ 雨水貯溜槽 " 220 m ³	1 1 1
給水ポンプユニット	周波数制御方式 2.2KW×2 圧力タンク付	1
給湯ボイラー	油焚真空式ヒーター（バコティンヒーター） 電熱面積 9.9m ² 出力500,000Kcal/h	2
給湯一次ポンプ	渦巻ポンプ 0.75KW	2
貯湯槽	SUS444製 有効容量 4,000リットル	2
給湯循環ポンプ	ラインポンプ 0.25KW	2
温水ポンプ （浴室用×2、床暖用×1）	渦巻ポンプ 3.7 KW	3
膨張タンク	密閉式 タンク容量 給湯系統800リットル 有効容量 450リットル/浴室系統 33リットル	2
電気給湯器	壁掛型貯湯式2KW 貯湯量 30リットル	1
電気給湯器（社協）	床置型貯湯式3.1KW 貯湯量 35リットル	1
雨水ポンプ	雑排水槽用水中型 2.2KW	4
湧水ポンプ	" 1.5KW	2
雑排水ポンプ	" 2.2KW	2
汚物ポンプ	汚物用水中ポンプ 2.2KW	2
消火水槽	SUS製 容量3.5m ³	1
消火ポンプユニット	屋内消火栓用 5.5KW	1
消火用補給水槽	SUS444製 容量0.2m ³	1
屋内消火栓箱	広範囲2号消火栓	10
電気温水器	床置型 1.5KW 12リットル 1台 床置型 2.0KW 25リットル 1台 床置型 1.1KW 6リットル 1台 壁掛型 0.6KW 3リットル 29台	32

【設備概要】

No. 5

設備項目	設備内容	台数
油ポンプ	灯油用ギヤポンプ 0.2KW	2
オイルセパスタック	鋼板製 有効容量 0.25m3 250リットル	1
衛生陶器等	洋風大便器 身障者用大便器 小便器 洗面器 身障者用洗面器 掃除用流し 幼児用大便器 幼児用小便器 幼児用マルチシンク オストメイト用トイレパック	16 3 8 29 3 4 1 1 1 1
給水栓等	シャワー付混合栓 混合栓 単水栓等 スプレー式洗浄水栓	14 27 23 1
自動ドア	自動引分け框扉・自動片引きフラッシュ扉	3
浴槽濾過装置	塩素滅菌装置付 処理量30m3/h	2
雨水濾過装置	濾過水量 8.3m3/h セラミック炉材 塩素滅菌器 電磁駆動ダイヤフラムポンプ 炉材量 570kg・濾過ポンプ・逆洗ポンプ エアーコンプレッサー	1式
床暖房	休憩室 2.77KW 舞台 4.10KW 本の広場 10.78KW あそびの広場 11.23KW	

【設備概要】

No. 6

設備項目	設備内容	数量	点検種別	周期
自動火災報知機	受信機 P 型 1 級 1 5 L 差動式スポット型感器 定温式スポット型感知器 1 種防水 定着式スポット型感知器特殊防水 煙感知器 2 種 煙感知器 3 種 発信機 P 型 1、2 級 表示灯 消火栓起動装置 非常電源	1 基 3 2 個 1 0 個 1 7 個 5 7 個 4 個 1 0 個 1 0 個 1 式 1 式	外観点検及び機能点検 総合点検	6か月 1 回 年 1 回
消火器	1 0 型粉末（蓄圧式） 3 型強化液（蓄圧式）	1 2 本 6 本	外観点検及び機能点検 〃	6か月 1 回 〃
非常用放送設備	アンプ 2 7 0 W スピーカー 音量調整器 非常電源	1 基 6 0 個 2 5 個 1 式	外観点検及び機能点検 総合点検	6か月 1 回 年 1 回
誘導灯設備	誘導灯 誘導音付減型 誘導灯 通路誘導灯 誘導灯 B 級 B L 型	3 台 9 台 1 0 台	外観点検及び機能点検	6か月 1 回
屋内消火栓設備	加圧送水設備 消火栓 操作盤 呼水装置	1 組 1 0 台 1 基 1 基	外観点検及び機能点検 総合点検	6か月 1 回 年 1 回
自家用発電機設備	発電機 3 φ 3W39KVA 原動機ディーゼル 始動用バッテリー 12V60Ah 充電装置	1 基 1 基 2 基 一式	作動点検、外観点検及び 機能点検 総合点検	6か月 1 回 年 1 回

【設備 日常・定期点検基準】

No. 1

機器名		点検項目	点検周期					
			日	週	月	3 ヶ月	6 ヶ月	年
受 変 電 設 備	断路器	異常音、異臭の有無		○				
	遮断器 負荷開閉器	異常音、異臭の有無		○				
	変圧器	ケーシングの汚損、損傷の有無 異常音、異臭の有無 温度の確認		○ ○ ○				
	電力用 コンデンサ	外箱の汚損、損傷、錆、膨張の有無 異常音、異臭の有無 がいしの汚損、損傷の有無		○ ○ ○				
	母線・ ケーブル	外観の異常の有無		○				
	電力ヒューズ	保護筒汚損、損傷、腐食の有無 信号等、表示灯の確認 各計器指示確認、記録		○ ○ ○				
配 電 設 備	配電盤	信号等、表示灯の確認 各計器指示確認、記録	○	○				
負 荷 設 備	母線及び ケーブル線路	各部過熱の有無		○				
	電動機	各部過熱の有無		○				
	照明設備、 コンセント 及びその他の 機器	器具汚損の有無 器具取付け状態の良否 機器使用状態の良否 不点灯、照明不足、管球交換 絶縁抵抗測定、他		(随時) (随時) (随時) (都度)				
中 央 監 視 ・ 自 動 制 御	中央監視装置 自動制御機器	各種指示値の確認 記録計の作動確認 外観の汚損の有無 信号、表示灯の点灯確認 操作・切替スイッチ等の正常位置確認 警報装置等の作動確認 各種監視・制御機能の確認 気象観測装置の作動状況の確認 総合点検	○ ○ ○ ○	○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○	○

【設備 日常・定期点検基準】

No. 2

機器名	点検項目	点検周期					
		日	週	月	3 ヶ月	6 ヶ月	年
弱電	インターホン、電気時計、表示装置、放送設備 テレビ共同受信設備等	(都度)					
空調設備	空調機		○		○		
	パッケージエアコン				○		○
	ヒートポンプエアコン				○		
	各種配管の損傷、水漏れの有無				○		
空調設備	ドレンパンの損傷、汚損、詰りの有無					○	
	電流値の確認			○			
	フィルターの汚れ状況の確認			○			
	高性能フィルターの交換						○
空調設備	加湿スプレーの状況の確認			○			
	総合点検						○
空調設備	膨張タンク			○			
	腐食の有無						
	給気ファン				○		
	排気ファン		○				
空調設備	羽根車、ケーシングの汚れの有無						
	異常音・振動の有無						○
	Vベルト、軸受温度の良否						○
	電流値の確認						○
空調設備	総合点検						○

【設備 日常・定期点検基準】

No. 3

機器名		点検項目	点検周期					
			日	週	月	3 ヶ月	6 ヶ月	年
給 排 水 ・ 衛 生 設 備	温水器・ 給湯器	水漏れ・貯湯量の確認 温度調節装置の作動確認			○ ○			
	シスタンク 又は フラッシュ弁	詰りの有無 ボールタップの作動確認 水量の適否 水漏れの有無		(都度) (都度) (都度) (都度)				
	雑排水槽 汚水槽 雨水槽 沈砂槽 中水槽 グリストラップ	害虫の発生状況 悪臭の有無 液位検出器の作動確認 浮遊物・沈殿物の有無 マンホールの破損、蓋の密閉状況 槽内清掃・消毒			○ ○ ○ ○ ○			○
	給排水ポンプ	作動時の圧力、電流値確認・記録 異常音・振動の有無 逆止弁の作動確認 総合点検			○ ○ ○			○
	浴室関係装置	ヘアーキャッチャーの点検清掃 塩素滅菌装置の状態 バルブ類の点検 各所漏水の有無 水質の点検（目視及び分析） 濾過器本体の状態 各計器指示値の確認 浴槽内温度の測定及び調整 自動補給装置の作動確認 昇温用熱交換器の作動機能 機能点検（電動五方弁消耗部品交換含む） 総合点検	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○			○	○

【設備 日常・定期点検基準】

No. 4

機器名		点検項目	点検周期					
			日	週	月	3 ヶ月	6 ヶ月	年
給排水・衛生設備	雨水濾過装置	制御盤内外機器の目視点検 ポンプ類、バルブの機能点検 水質の点検（分析） 各所漏水の有無 各計器の指示値の確認 定期点検	○ ○ ○	○			○ ○	
消防用設備	消火器	定位置、標識の確認 変形、損傷、腐食の有無			○ ○			
	消火栓設備	バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 呼び水水槽の水位及び警報装置の作動確認 表示、標識の確認 ホース及びノズルの格納状態の確認 表示灯の点灯確認			○ ○ ○ ○ ○			
	自火報設備	蓄電池電圧の確認 スイッチ類の定位置確認 各種表示灯確認			○ ○ ○			
	非常警報装置	蓄電池電圧の確認 スイッチ類の定位置確認			○ ○			
	誘導灯設備 非常用照明	点灯状態の点検 外形の変形、損傷、腐食の有無 表示状態の確認			○ ○ ○			
	防火戸 防火シャッター ダンパー等	外観の損傷等 障害物の有無			○ ○			
	自動扉	開閉動作の確認 扉溝の清掃 定期点検		(都度) (都度)		○		

【設備 日常・定期点検基準】

No. 5

熱 源 設 備	ボイラー	作動確認	○					
		使用圧力の点検	○					
		外観の損傷、腐蝕の点検	○					
		付属機器及び配管の点検	○					
		機能点検					年 3 回	
		媒洗工事						○
		ばい煙測定					○	
	貯湯槽	使用圧力の点検	○					
		外観の損傷、腐蝕の点検	○					
機能点検							○	
備	オイル	重油使用量の測定	○	○				
		漏洩検知管による油漏れ点検						
		オイル地下タンク微加圧テスト（内部清掃含む）						○

全熱交換機点検及び保守仕様書

1 点検周期

別記とする。

2 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 固定部	固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。
2 外観の状況	
(1) 本体及び点検口	発錆、腐食、破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。
(2) フィルタ	詰まりや損傷等の有無を点検する。汚れや劣化が軽微な場合は清掃又は補修する。
(3) 保温材	破損の有無を点検する。破損が軽微な場合は補修する。
3 熱交換エレメント	
(1) 軸受	音、振動等の異常の有無を確認する。給油不足の場合はグリース給油する。
(2) エレメント	① 詰まりや損傷等劣化の有無を点検する。汚れや劣化が軽微な場合は清掃又は補修する。 ② 回転バランス良否を点検する。
(3) エアシール	異常摩擦や破損等の有無を点検する。
(4) 駆動装置	ベルト(チェーン)の緩み及び損傷等の劣化の有無を点検する。緩みがある場合は調整する。
(5) ケーシング	汚れ及び発錆、腐食等の有無を点検する。汚れや劣化等が軽微な場合は、清掃又は補修する。
4 電気系統	
(1) 電源電圧	電圧の変動が定格値の±10%以内であることを確認する。
(2) ギアードモータ	① 絶縁抵抗を測定しその値が正常値であることを確認する。 ② モータ表面温度の異常の有無を点検する。 ③ 電流が定格値内であることを確認する。 ④ オイルシールの油漏れの有無を点検する。
(3) リレー	作動の良否を点検する。
(4) 端子類	緩み、変色や溶損等の有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。

3 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議とする。

中央自動監視制御点検及び保守仕様書

1 点検周期

別記とする。

2 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 システム点検	① システム機能の確認（メニューバー/グラフ/リスト切替操作による表示、各種状態/計測値表示等） ② 監視PC外観清掃 2台 ③ 外観清掃 ④ データファイル保存 ⑤ 各装置間の通信状態の確認 ⑥ システム情報・設定情報・システム各種ログの確認 ⑦ インジケータの確認 ⑧ 無停電電源装置(UPS)の外観状態確認 x 3台 ⑨ 無停電電源装置(UPS)の入力電圧、出力電圧の測定確認 x 3台 ⑩ 無停電電源装置(UPS)のクリーンアップ x 3台 ⑪ 無停電電源装置(UPS)のバッテリー有効期限の確認 x 3台。
2 定期点検	① 展示ホール系統空調機制御 ② 展示ホール系統空調機制御 ③ 運動広場系統空調機制御 ④ 集会場系統空調機制御 ⑤ ダンパー切換制御 作業室、福祉団体室、ボランティア室、研修室 あそびの広場、本の広場、創作室、娯楽室創作室 ⑥ ボイラー廻制御 ⑦ 貯湯槽
3 総合点検	① システム点検 ② 機能点検 ③ 中央監視装置

3 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

空調機フィルタ取替仕様書

1 点検周期

別記とする。

2 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。緩みがある場合は増締めする。 ③ 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。緩みがある場合には増締めする。
2 外観の状況	
（1） 本体	腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。
（2） 保温、吸音材	破損の有無を点検する。破損が軽微な場合は補修する。
3 エアフィルタ	
（1） ろ材	詰まり及び損傷等を点検する。詰まりがある場合は交換する。
（2） 枠	損傷等の劣化の有無を点検する。

3 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

空調用室外機点検及び保守仕様書

1 点検周期

別記とする。

2 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。緩みがある場合は増締めする。
2 本体	① 電流、電圧の測定及び電気関係絶縁測定 ② 油洩れ、水洩れの有無 ③ 運転音、振動の有無 ④ 運転状態の良否 ⑤ 各部ネジの増締め ⑥ 錆発生ネジ、ビス類の交換及び錆発生ケーシングのタッチペイント ⑦ 熱交換器の汚れ及び腐食度合の点検
3 その他	室内機との関連系統

3 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

送風機点検及び保守仕様書

1 点検周期

別記とする。

2 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 外観状況	① 汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 ② 腐食やボルトの緩みの有無を点検する。腐食を軽度の場合は補修する。緩みがある場合は増締めする。 ③ 防振材の破損や劣化（亀裂等）の有無を点検する。 ④ 防振装置のストッパーの緩み、劣化の有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 ⑤ 天井吊りの場合の転倒防止、吊り支持などの金具を増締めする。
2 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は発熱異常の有無を点検する。 ② 回転方向が正回転であることを確認する。 ③ 絶縁抵抗を測定しその値が正常値であることを確認する。 ④ 運転電流が定格値以下であることを確認する。
3 受軸	① 発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。 ② 給油形の場合は油を補充又は交換する。
4 Vベルト(電動系直動形のものを除く。)	① 緩み、摩擦及び損傷の有無を点検する。緩みがある場合は調整する。 ② 芯出しの良否を点検する。芯出し不良の場合は調整する。
5 Vベルトカバー	変形、損傷等の劣化の有無を点検する。
6 Vプーリー	摩擦、損傷等の劣化の有無を点検する。
7 羽根車	① 汚れ及び変形、発錆等の劣化の有無を点検する。 ② ボルトの緩み及び腐食等の劣化の有無を点検する。緩み又は劣化がある場合は増締め又は交換する。 ③ ケーシング等に接触していないか確認する。

3 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

ポンプ点検及び保守仕様書

1 一般事項

空调用ポンプ、ボイラー給水ポンプ、真空給水ポンプ及びオイルポンプに適用する。

2 点検周期

別記とする。

3 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 基礎・固定部	① 固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。 ② 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。
2 本体	① 腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。 ② 軸継手ゴム（ベルト）の損傷等の劣化の有無を点検する。 ③ 軸継手の芯狂いが許容範囲にあることを確認する。芯狂いが著しい場合は調整する。 ④ 主電源電圧の変電が運転時に定格値の±10%以内にあることを確認する。 ⑤ 運転電源が定格値以下にあることを確認する。 ⑥ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。 ⑦ 受水タンク内の真空度および吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。（真空給水ユニットに限る。）
3 電動機	① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 円滑に回転することを確認する。 ③ 回転方向が正回転であることを確認する。 ④ 絶縁抵抗を測定し、その値が正常値であることを確認する。
4 制御機器（真空給水ユニットに限る）	
（1） 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。 ② 表示ランプの点灯の良否を点検する。点灯不良の場合は交換する。
（2） 真 空 開 閉器・水位開閉器	作動の良否を点検する。
（3） 電磁弁装置	作動の良否を点検する。
5 フート弁及び逆止弁	開閉状態の良否を点検する。
6 圧力計、連結計又は真空計	① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 指示値に狂いがないことを確認する。狂いが著しい場合は調整する。

4 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

1 一般事項

汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ（以下「排水ポンプ」という。）に適用する。

2 点検周期

別記とする。

3 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 本体、着脱装置及びガイド部	① 腐食及び損傷を点検する。 ② 主電源電圧の変動が運転時に定格電圧値の±10%以内にあることを確認する。 ③ 運転電源が定格電流以下にあたることを確認する。
2 電動機	① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 絶縁抵抗を測定し、その値が適正值であることを確認する。 ③ 回転方法が正回転であることを確認する。
3 ケーブル	① 損傷等の劣化の有無を点検する。 ② 絶縁抵抗を測定し、その値が正常値であることを確認する。
4 連成計又は圧力計	① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 指示値に狂いがないことを確認する。狂いが著しい場合は調整する。

4 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

雨水濾過装置点検及び保守仕様書

1 適用範囲

T S式水処理装置とする。

2 点検周期

別記とする。

3 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 水質検査	雨水濾過装置が正常に機能しているか水質検査を実施する。
2 循環濾過装置	
本体	① 各部水漏れ・継手緩み点検 ② 瞬間流量計作動点検 ③ 積算流量計作動点検 ④ 自動弁作動点検 ⑤ 自動弁切替用電磁弁作動点検 ⑥ 外観目視点検 ⑦ 圧力計作動点検 ⑧ 手動弁作動点検 ⑨ エアチューブ、継手等点検 ⑩ 濾過塔内部目視点検（濾剤交換時） ⑪ 濾過塔内部装置点検（濾剤交換時）
濾過ポンプ	① 動状態目視点検 ② カップリング部点検 ③ グランド部点検 ④ 水漏れ、異音等点検
逆洗ポンプ	① 動状態目視点検 ② カップリング部点検 ③ グランド部点検 ④ 水漏れ、異音等点検
3 薬品注入装置	
薬注ポンプ （NO 1, 2）	① ポンプヘッド点検 ② ダイアフラム損傷点検、分解洗浄 ③ サクシオン側継手部点検、分解洗浄 ④ デリベリ側継手部点検、分解洗浄 ⑤ エアー抜き点検 ⑥ メインフレーム点検 ⑦ 電磁モーター作動点検 ⑧ ストローク長調整ダイヤル作動・調整 ⑨ パルス数調整ダイヤル作動・調整 ⑩ その他関係部品点検

点検項目	点検及び保守内容
薬液タンク	① 部目視点検 ② サクションバルブ作動点検 ③ 薬液投入口、蓋点検 ④ 本体の損傷、漏水点検
3 制御盤	① 各種ブレーカー作動 ② 各種サーマル、マグネット作動 ③ 各種タイマー作動 ④ フロートレススイッチ作動 ⑤ 各種セレクトスイッチ作動 ⑥ 各種表示灯点灯、メーター作動点検 ⑦ 配線・端子の損傷、緩み点検 ⑧ 電圧測定 ⑨ 外観、扉損傷等点検
4 エアーコンプレッサー	① 運転状態確認 ② 圧力スイッチ作動 ③ ニードルバルブ点検 ④ エアーフィルター点検 ⑤ 減圧弁点検 ⑥ チューブ、継手部点検 ⑦ トラップ作動、水抜き
5 その他配管	漏水点検
6 総合運転調整	① 流量確認、調整 ② 洗浄工程作動確認 ③ 各装置運転連動確認 ④ 自動運転状態確認

4 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

空調設備等簡易定期点検仕様書

1 一般事項

「フロン排出抑制法」等関係法令の定めるところによる。

2 点検周期

3 ヶ月に1回以上

3 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 エアコン室内機	簡易目視点検 ① 異常運転音・異常振動の有無 ② 外観の損傷 ③ 摩耗及び腐食その他の劣化 ④ 錆び ⑤ 油漏れ ⑥ 熱交換器の霜の付着の有無
2 エアコン室外機	簡易目視点検 ① 異常運転音・異常振動有無 ② 外観の損傷 ③ 摩耗及び腐食その他の劣化 ④ 錆び ⑤ 油漏れ ⑥ 熱交換器の霜の付着の有無
3 冷水機	① 異常運転音・異常振動の有無 ② 外観の損傷 ③ 摩耗及び腐食その他の劣化 ④ 錆び ⑤ 油漏れ ⑥ 熱交換器の霜の付着の有無
4 報告書の作成	報告書の様式は任意とする。

4 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

自動ドア点検及び保守仕様書

1 適用範囲

電気関連の点検範囲は駆動装置及び制御装置とする。

2 点検周期

別記とする。

3 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 建具	建具の変形の有無及び取付け状態が作動に支障がないか点検する。
2 懸架部及び扉 周り	① レールの曲り、下がり及び勾配の良否を点検する。不良と認められる場合には調整を行う。 ② レール偏摩擦の有無を点検する。 ③ レールの緩みの有無を点検する。認められる場合にはボルトの増締めを行う。 ④ 戸車の摩擦の有無を点検する。 ⑤ 戸車の増締ゆるみの有無を点検する。認められる場合には増締めを行う。 ⑥ 扉の下がり及び上下の塵の良否を点検する。不良と認められる場合には、調整を行う。 ⑦ 扉の召合せの良否を点検する。不良と認められる場合には調整を行う。 ⑧ 戸あたりゴム及び振止めの摩擦の有無を点検する。 ⑨ 扉単体の走行抵抗の良否を点検する。不良と認められる場合には調整を行う。 ⑩ ガイドレール内の異物の有無を点検する。認められる場合には取り除く。
3 懸架部を除く 駆動装置及び 制御装置	① ベルト、ワイヤー及びチェーンの伸び、緩みの良否を点検する。不良と認められる場合には調整を行う。 ② ベルト、ワイヤー及びチェーンの破損の有無を点検する。 ③ 作動状態の良否を点検する。不良と認められる場合には調整を行う。 ④ 駆動装置の取付け状態の良否を点検する。緩みが認められる場合にはボルトの増締めを行う。 ⑤ 開閉速度の良否を点検する。不良と認められる場合には調整を行う。 ⑥ 開閉力の良否を点検する。不良と認められる場合には調整を行う。 ⑦ 異常音の有無を点検する。認められる場合には調整を行う。
4 電気関連	① 電源電圧が定格値の±10%以内にあることを確認する。 ② 自動ドア装置と大地間の絶縁抵抗を測定する。 ③ 端子部の接続状態及び配線状態の良否を点検する。不良と認められる場合には調整を行う。
5 検出装置	検出感度及び範囲の良否を点検する。

4 修理の措置

点検の結果、必要により補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

浴室濾過装置点検及び保守仕様書

1 適用範囲

塩素滅菌装置。

2 点検周期

別記とする。

3 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
濾過装置（男女）	
1 本体・配管の状況	① 腐食・損傷・漏洩の有無を確認する。 ② ボルト、ナットの緩みを確認する。 ③ バルブ類の異常の有無を確認する。 ④ 自動空気抜弁の水の噴出の有無を確認する。
2 ヘアーキャッチャー	① 清掃 ② 内部の腐食・損傷の有無を確認する。
3 濾過ポンプ	① 異常音・振動等の有無を確認する。 ② 回転方向が正回転であることを確認する。 ③ 軸封部の水漏れ等の有無を確認する。 ④ 手回しを行い軽く回ることを確認する。 ⑤ 絶縁抵抗値を測定する。
4 電動五方弁	① 手動により作動の確認をする。 ② 停止位置のずれの有無を確認する。 ③ 濾過運転中に排水側の漏水の有無を確認する。 ④ 軸部からの漏れの有無を確認する。
5 熱交換器及び温度調節弁	① 熱交換器の外観（漏水）の異常の有無を確認する。 ② 温度調節弁の外観（漏水）の異常の有無を確認する。 ③ 手動により温度調節弁の作動の確認をする。
6 薬液注入ポンプ（塩素）	① ポンプヘッドの分解洗浄 ② サイホン防止弁の分解洗浄 ③ タンク内ストレーナーの分解洗浄 ④ ホース接続部の液漏れの有無を確認する。 ⑤ ホース劣化損傷等の有無の確認をする。 ⑥ 清掃後、ポンプの運転確認（エア抜き） ⑦ 絶縁抵抗値を測定する。
7 計器類	① 圧力計の確認 ② 電流計の確認 ③ 温度調節器の作動確認 ④ プログラムタイマーの設定確認 ⑤ その他のタイマーの設定確認

8	制御盤本体	① 取付け確認 ② 汚れ、損傷等の確認 ③ 雨水進入、結露等の有無を確認する。 ④ 加熱、振動音等の有無を確認する。
	配線	配線に異常の有無を確認する。
	遮断機・電磁開 閉器・計器等	① 電遮断器のテストボタンによる作動の確認をする。 ② 異常音等の有無を確認する。 ③ 機器取付けの良否を確認する。
9	補給水装置	① 装置の損傷、水漏れの有無を確認する。 ② 適温水を補給しているか確認する。 ③ 補給温水の設定値を確認する。 ④ Y型ストレーナーの内部を清掃する。 ⑤ 各種設定により補給水弁の作動を確認する。
10	総合運転	① 自動運転を行い作動の確認をする。 ② 風呂の水位により運転停止の作動の確認をする。 ③ 各計器指示値、表示灯の確認 ④ 逆洗運転を行い濾材の汚れ確認

4 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

ボイラー・貯湯槽点検及び保守仕様書

1 一般事項

温水発生機は、燃料として灯油、重油又はガスを使用するものに適用する。

貯湯槽、給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機を付属する温水発生機にあつては当該付属機についても適用する。

2 点検周期

別記とする。

3 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
ボイラー（2基）	
1 基礎	① 亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ② ボルトの緩み、腐食の有無を点検する。緩みがある場合には増締めする。
2 本体	
（1） 外観状況	
ア ケーシング	汚れ及び燃焼ガス漏れ並びに焚口及び掃除口付近の燃損の有無を点検する。汚れがある場合又は燃損が軽微の場合は、清掃又は補修する。
イ 保温材	脱落、損傷等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。
（2） 燃焼室及び電熱面	① 清掃のうえ過熱及び腐食等の劣化並びに水漏れの有無を点検する。 ② 真空度が規定の許容範囲にあることを確認する。（真空式のものに限る。） ③ 燃焼ガス漏れの有無を点検する。漏れが軽微の場合は補修する。 ④ 運転時にボイラー水位が規定の許容範囲内にあることを確認する。
（3） 熱交換器	① 接続部の水漏れの有無を点検する。 ② 汚れ及び詰まりの有無並びに流量の適否を点検する。汚れ又は詰まりがある場合は清掃する。 ③ 逃し弁を分解清掃のうえ腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。（真空式のものに限る。）
（3） 煙道及び煙突	① 割れ、腐食等の劣化並びに雨水の浸入の有無を点検する。 ② 排ガスの漏れの有無を点検する。漏れが軽微の場合は補修する。 ③ 耐火れんが及びキャストブルの破損、脱落及び煤の堆積の有無を点検する。堆積がある場合は除去する。
3 付属品	
（1） 抽気装置 （真空式のみに限る。）	① 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。 ② 抽気ポンプのグランドパッキン損傷等の劣化の有無を点検する。 ③ 弁の損傷等の劣化及び詰まりの有無を点検する。詰まりがある場合清掃する。 ④ 配管接続部の緩み及び水漏れの有無を点検する。緩みがある場合は、増締め又は補修する。 ⑤ 抽気ブローの良否を点検する。

(2) 制御安全装置	① 温度調節器の作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。 ② 溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無を点検する。(真空式のものに限る。) ③ 抽気及び安全スイッチの作動の良否を点検する。(真空式のものに限る。) ④ 低水位スイッチの作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。
4 燃焼装置	
(1) バーナー	① 炎口部に付着した煤、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。 ② 点火及び消火の良否を点検する。点火又は消火不良の場合は調整する。 ③ 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。燃焼不良の場合は調整する。 ④ ノズル、ディフューザ、バーナータイル等の焼損、変形、割れ等を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。
(2) 電極棒	電極棒の異物の付着及び腐食の有無を点検する。異物の付着がある場合は、洗浄又は交換する。
(3) ストレーナ	漏れの有無を点検する。
(4) 電磁弁及び油圧系	作動の良否を点検する。作動不良の場合は、清掃又は調整する。
(5) 火炎検出器	煤及び油滴の付着、焼損並びに保護ガラスの亀裂の有無を確認する。付着がある場合は清掃する。
(6) 燃料遮断弁	① バーナーの燃料停止時に油燃料遮断弁にあつてはバーナーノズルからの油の滴下量をガス燃焼遮断弁にあつては(社)日本ガス協会制定の「ガスボイラー燃焼設備の安全技術指標」に定められた方法により漏れの量を点検する。 ② 弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検する。
5 操作盤	① 盤内機器の取付けの良否並びに加熱及び異臭の有無を点検する。取付け不良の場合は調整する。 ② 端子の変色、破損及び緩みの有無を点検する。緩みのある場合は増締めする。 ③ 温水発生機運転時の盤内部温度及び結露水の有無を点検する。 ④ 表示灯の点検及び警報器の発鳴の良否点検をする。点灯不良の場合は球を交換する。
6 貯湯槽	
(1) 本体	接続部分近傍を重点に容器内の汚れ、腐食について点検する。
(2) 電熱コイル	① 拡張部のゆるみ、管内部の閉そく等を点検する。 ② 伝熱管外部を点検する。
7 膨張タンク	年1回定期点検を実施し、圧力の調整や窒素ガスの充填を行う。
8 その他	貯湯槽及びボイラーの関連設備の点検
9 煤煙測定	ボイラー煤煙測定方法参照

4 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

ボイラー煤煙測定方法

項 目		規制基準	規制方法	測 定 方 法
硫黄酸化物		1. 一般排出基準	K値規制（排出口の高さに応じた量）	(1) JIS K0103 (SO _x 濃度)とJIS Z8808（排出カゝス量）
		2. 特別排出基準	K値規制（排出口の高さに応じた量）	(2) JIS K2301、JIS K2541、JIS M8813等（燃料中のS分）とJIS Z8762、JIS Z8763等（燃料使用量）
		3. 総量規制基準	工場単位の量規制	(3) 環境庁長官が定める方法*
		4. 季節による燃料使用基準	燃料の硫黄含有率	JIS K2301、JIS K2541、JIS M8813等
		5. 指定地域の燃料使用基準	燃料の硫黄含有率	
ば い じ ん		排 出 基 準	施設の種類、規模ごとの排出濃度	JIS Z8808（ばいじん濃度）とオルサットカゝス分析装置を用いる吸収法又は同等の方法（残存O ₂ 濃度）
有 害 物 質	カドミウム及びその化合物	排 出 基 準	施設の種類ごとの排出濃度	JIS Z8808に定める方法により試料を採取し、原子吸光分析法、吸光光度法、ポーラログラフ法により定量
	塩素、塩化水素	排 出 基 準	施設の種類ごとの排出濃度	Cl ₂ …JIS K0106（オトリシン吸光光度法、オトリシン連続分析法） HCl…JIS K0107（チオシアン酸水銀（Ⅱ）吸光光度法）但し 廃棄物焼却炉にあってはJIS K0107（硝酸銀滴定法）
	弗素、弗化水素等	排 出 基 準	施設の種類ごとの排出濃度	JIS K0105（ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法）
	鉛及びその化合物		施設の種類ごとの排出濃度	JIS Z8808に定める方法により試料を採取し、原子吸光分析法、吸光光度法、ポーラログラフ法により定量
	窒素酸化物	1. 排 出 基 準 2. 総量的規制（要綱）	施設の種類、規模ごとの排出濃度 工場単位の量規制	JIS K0104 (NO _x 濃度)とオルサットカゝス分析装置による吸収法又は同等の方法（残存O ₂ 濃度） (1) JIS K0104 (NO _x 濃度)とJIS Z8808（排出カゝス量） (2) 環境庁長官が定める方法*

*環境庁長官が定める方法 (1) SO_x: JIS K0103 (SO_x濃度)と(3)に掲げる方法（排出カゝス量）
(2) NO_x: JIS K0104 (NO_x濃度)と(3)に掲げる方法（排出カゝス量）
(3) 排出カゝス量の測定方法: (ア) JIS B8222、JIS Z8808（理論乾きカゝス量、理論空気量、空気比）と
JIS Z8762、JIS Z8763等（燃料使用量）
(イ) JIS Z8808により測定した排出カゝス量と出力の大きさの相関関係を用いる方法

機 械 警 備 業 務 仕 様 書

この仕様書は、警備業務の内容を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は契約金額の範囲内で実施するものとする。

I 警備方法

- 1 機械警備による警備を行うものとする。
- 2 巡回警備員は、制服、制帽を着用し、身分証明書を携帯するものとする

II 警備時間

- 1 機械警備を行う時間は原則として勤務時間外とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、運営の都合により、職員の勤務日を振り替える場合は、それに伴いその時間を変更するものとする。
- 3 機械警備を行う時間は、警報装置作動開始の信号を監視センターが受けたときから、警報作動解除の信号を監視センターが受けたときまでとする。

III 業務内容

1 機械警備

(1) 警報装置の設置

ア 端末感知器（開閉感知器、赤外線感知器、立体感知器及び振動感知器等）は、設置されているものを使用する。

イ 集中監視センター（東日本電信電話株式会社の一般回線を用いて施設に設置した発信装置と連動させ、盗難、火災、故障及び不通等を自動的に識別できるもの）は、警備本部に設置するものとする。

(2) 警備本部

警備本部は、警備実施期間中、集中監視センターで状況を間断なく監視するとともに、無線基地局として常に巡回警備員と連絡を保持するものとする。

2 巡回警備

警備車両は、無線移動局として、警備実施期間中は、常時開局しておくものとし、巡回警備員は、

常に警備本部と連絡を保持し異常事態に備えるものとする。

3 異常事態発生時における措置

- (1) 警備実施期間中、異常事態が発生した時は、巡回警備員を直ちに急行させるものとする。
- (2) 巡回警備員は現場の状況を確認のうえ、必要に応じて関係先への連絡、事態の拡大防止等の臨機の措置を取るものとする。

IV その他

1 事故報告書の提出

警備実施期間中、事故等が発生したときは、速やかに事故報告書を提出させるものとする。

別添資料 3

消防用設備等点検業務仕様書

(1) 消防用設備等点検

1 一般事項

- ① 「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
- ② 他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行う。
- ③ 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危険防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。
- ④ 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態を再度確認することにより必ず元の状態に復元しておく。

2 点検及び保守

点検は、消防法第17条3の3に基づき、消防法施行規則第31条の6に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理その他の処置を講じるものとする。

(2) 防火対象物点検

1 一般事項

- ① 「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
- ② 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危険防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

2 点検

消防法第8条の2の2で定めるところにより適正に行う。

3 表示

防火対象物の点検基準に適合していることを利用者等に示すため、防火基準点検済証を掲示すること。

4 特例認定

点検及び報告が3年間免除される特例認定を受けることを基本とし、認定を受けた場合は、防火優良認定証を掲示すること。

消 防 用 設 備 一 覧

設 備 名 称		数 量
消防器具	粉末・10型・加圧式	12本
	強化液・3型・畜圧式	6本
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1基
	操作盤	1基
	呼水装置	1基
	消火栓箱・ホース	10台
自動火災報知設備	受信機 P型1級	1基
	差動式スポット型感知器	32個
	定温型スポット型感知器(1種防水)	10個
	定温型スポット型感知器(特殊防水)	17個
	煙感知器(光電式2種)	57個
	煙感知器(光電式3種)	4個
	発信機	10個
	表示灯	10個
	消火栓起動装置	1式
	非常・予備電源	1式
非常警報器具及び設備	アンプ	1基
	スピーカー	60個
	音量調整器	25個
	非常電源	1式
誘導灯設備	誘導灯・避難口・大型(誘導音・点滅装置)	3台
	誘導灯・通路・中型	9台
	誘導灯・避難口・小型	10台
自家発電設備	原動機 ディーゼル	1基
	発電機	1基
	始動装置	1式
	シール型鉛蓄電池	1基
	充電装置	1式
防火設備	制御盤	1基
	防火扉	2台
	ラッチ	2台
	予備電源	1式

オイルタンク加圧点検及び保守仕様書

1 一般事項

「消防法」、「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」等関係法令の定めるところによる。

2 点検周期

別記とする。

3 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容
1 基礎	
(1) 上部スラブ	亀裂、崩没、沈下等の異常の有無を点検する。
(2) マンホール	① パッキン及びその当り面の損傷並びに密閉状態の良否を点検する。 ② プロテクター内部の汚れ、滞水、滞油及び堆積物の有無を点検する。汚れ又は滞水、滞油若しくは堆積物がある場合は清掃又は除去する。
2 本体	① 直接法、加圧法により割れ、損傷、腐食等の劣化及び沈殿物等の汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 ② 直接法、加圧法又は減圧法により漏れの有無を点検する。 ③ 残量の測定又は漏洩検査管により漏れの有無を点検する。
3 配管	加圧法又は減圧法により漏れの有無を点検する。
4 通気口	① 取付けの良否を点検する。 ② 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無を点検する。
5 標識及び表示板	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。汚れがある場合は清掃する。
6 消火器	設置場所及び数並びに交換時期を確認する。

4 修理の措置

点検の結果、必要により調整、補修又は改修を行う。補修等の費用は別途協議する。

別添資料 4

樹木管理業務仕様書

樹木管理にあたっては、各々の樹木が持つ樹冠の形態、用途を十分理解し、常に優良な樹木維持と美の保持に努め、本仕様書に基づき作業を行なうものとする。

一般事項

- (1) 作業実施日を決め、作業中は、監督員及び作業員を適正に配置し効率的に実施すること。
- (2) 作業中は、必ず看板等を設置し安全対策を図り、市民からの苦情等がないように配慮すること。
- (3) 作業が2日間以上となる場合でも、その都度機材、剪定枝、草等を持ち帰ること。
- (4) 仕様材料承認願には、仕様する薬剤・肥料等の登録票（証）及び安全データシート、品質証明書その他に、これら薬剤等を使用する各工種毎の薬剤の使用量、使用水量等を理解しやすい表にまとめること。
- (5) 各種資格の証書の写しには、造園、土木施工管理技師、防除業届証、造園工事等の写しを添付すること。

作業写真

- (1) 写真はあらかじめ定められた位置から作業の前、中、後について撮影する。ただし、薬剤散布、施肥等については、薬剤及び肥料の種類、数量がわかるように使用前、中、後の写真も撮影する。
- (2) 写真は、全ての作業完了後、速やかに提出させること。

薬剤散布

- (1) 散布は全ての高、中、低木を対象とする。
- (2) 薬剤散布を行なう時は、天候、風向き、時間帯等を考慮し、事前に協議すること。また、近隣住民には必ず口頭または書面で知らせること。

中低木剪定

- (1) 全ての中低木を対象とする。
- (2) 剪定時期については、花が咲く樹木は開花時期を考慮し剪定すること。
- (3) 各樹種が持つ形態、用途等を十分理解し、管理期間中において、枯死、倒木及び見苦しい樹姿でないように努める。

高木剪定

- (1) 別添資料4別紙1で示された樹木を対象とする。ただし、その他の樹種について、著しく枝葉が繁茂し、危険性がある場合は、協議し指示を受けること。
- (2) 各樹種が持つ形態、用途等を十分理解し、管理期間中において、枯死、倒木及び見苦しい樹姿でないように努める。

草刈

- (1) 草刈作業は、別添資料4別紙2で示した箇所を対象とする。
- (1) 機械刈りは、主に草地を対象とする。
- (2) 手刈りは、主に中低木・地被類箇所を対象とし、抜根除草を行う。

芝生刈り込み

- (1) 生地内の樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し刈り込み、刈り残しのないよう、均一に刈り込む。
- (2) 樹木根元まで繁茂し、樹木の成長を著しく阻害している芝生は芝切りを行い、ランナー切りを行う。
- (3) 刈り込み高さは、協議する。

芝生施肥

- (1) 全ての芝生面積を対象とする。
- (2) 効力が最大限となるよう時期、数量の不適當及び流出が無いように行なうこと。

エアレーション

- (1) 全ての芝生面積を対象とする。
- (2) 効力が最大限となるよう実施時期や穿孔穴、間隙等について考慮して行うこと。

芝生雑草防除対策

- (1) 全ての芝生面積を対象とする。
- (2) 薬剤散布を行なう時は、天候、風向き、時間帯等を考慮し、事前に協議すること。また、近隣住民には必ず口頭または書面で知らせること。

設 計 概 要		
手刈除草（年２回）	A=3,050m ² （１回あたり1,525m ² ）	
草刈工（年２回）	A=2,040m ² （１回あたり1,020m ² ）	
芝刈工（年３回）	A=5,790m ² （１回あたり1,930m ² ）	
中低木薬剤散布	A=1,507m ²	
高木薬剤散布	69本	
中低木刈込	A=1,507m ²	
高木剪定（常緑樹）	29本	
高木剪定（落葉樹）	40本	
芝生施肥	A=1,930m ²	
エアレーション	A=1,930m ²	
芝生雑草防除対策	A=1,930m ²	

別添資料4 別紙1

樹木・芝生管理作業箇所



常綠樹
落葉樹

インターロッキング

芝

浴室前庭

樹木名	数量
ヒメシャラ	2本
アラカシ	3本
サザンカ	2本
マダケ	10株
ヤマモミジ	6株

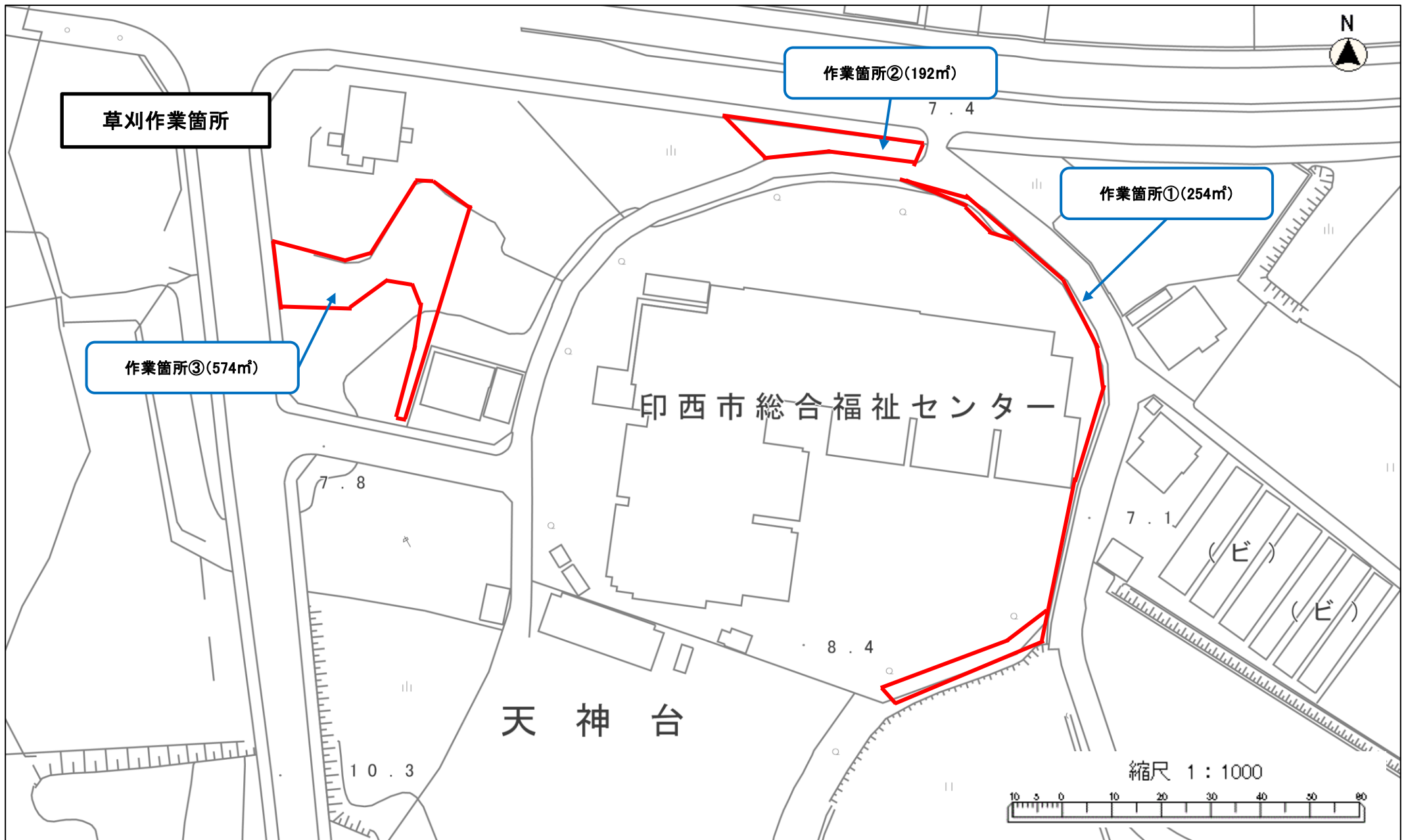
中庭

記号	樹木名	数量
カ	カツラ	1本
	サツキ	200株

建物周囲

記号	樹木名	数量
キ	キンモクセイ	1本
ケ	ケヤキ	1本
シ	シラカシ	22本
オ	オオシマザクラ	4本
ヤ	ヤマザクラ	2本
ダ	シダレザクラ	2本
ハ	ハナミズキ	9本
コ	コブシ	9本
カ	カツラ	1本
ソ	ソメイヨシノ	3本
ツ	ツバキ	1本

サザンカ	290本
アジサイ	50株
サツキ	4,679株
オオムラツツジ	916株
芝	1,930m ²
植栽帯	1,507m ²



自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1. 自家用電気工作物保安管理業務

2. 電気工作物の概要

- (1) 設備容量 6 0 0 K V A
- (2) 最大電力 3 4 5 K W
- (3) 受電電圧 6 6 0 0 V
- (4) 非常用予備発電装置・蓄電池装置
 - ・ 発電機定格出力 3 0 K V A ・ 蓄電池定格出力 — A
 - ・ 発電機定格電圧 2 0 0 V ・ 蓄電池定格電圧 — V

3. 業務内容

電気事業法に基づき、上記 2 に掲げる自家用電気工作物の工事、維持、運用に関する保安を確保するため、以下の保安管理業務を行なうものである。

- (1) 電気工作物の設置または変更の工事について、設計の審査、工事の監督及び竣工検査を行い、または、必要な指示または助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議または、助言を行うとともに、当該電気工作物の巡視、点検及び検査等を定期的に行い、電気事業法関係法令に適合しない事項があるとき、または保安上支障があると認めたときには、必要な指示または助言を行うこと。
- (3) 電気工作物に事故が発生した場合は、応急処置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止に努め、しかるべき処置を指示または助言し、必要に応じ精密点検を行うこと。
- (4) 法令の定める官庁検査の立会いを行うこと。

4. 点検等の種類

- ・ 月次点検 (主として運転中の施設を毎月 1 回点検する)
- ・ 年次点検 (施設の運転を停止して年 1 回点検する。)
- ・ 精密点検 (随時、必要に応じ機器の内部を点検する。)
- ・ 負荷試験 (負荷運転を実施して年 1 回点検する。)

タイルカーペット清掃業務仕様書

1. 目的

施設内に敷設しているオフローテーションシステム(タイルカーペットをローテーションさせて貼り替え・洗浄・保管)によるタイルカーペットについて、清潔で快適な状態を維持するため、タイルカーペットの交換及び清掃整備等の業務を行うもの。

2. 対象となるカーペット

箇所 施設内供用部・専用部

製品名 東リタイルCP

形状 (真物) 50cm×50cm

(端物) 30cm×50cm・20cm×50cm

3. タイルカーペット清掃業務内容

①技術者を派遣し、汚染が進行しているタイルカーペットをスペアタイルと交換する。(年4回)

②業務終了後はスペアタイルの使用実績、保管残高の報告をする。

(スペアタイル保管残高報告書)

(ローテーション実施報告書)

③交換したタイルカーペットのシミ処理及び洗浄作業を行い、交換用スペアタイルとして保管する。

4. 業務の除外項目

①日常のバキューミング作業

②シミ・局部汚染に対する緊急交換

③緊急交換用スペアタイルの施設内備蓄

5. その他

①洗浄再生不可能な汚染、及び、破損が見受けられるタイルカーペットは廃棄する。

②交換等の日時は、施設開所日の指定された時間に行い、業務に支障のないよう効率的に行うこと。

特 記 仕 様 書

ア 通信カラオケ賃貸借

- | | |
|------|--|
| 業務内容 | (1) 日常的にカラオケ機器、モニター、マイクなどに異常がないか点検し、異常が認められる場合には専門業者に連絡し処置を仰ぐこと。 |
| | (2) レクリエーションの場として、利用者が楽しく利用できるよう環境づくりに努めること。 |
| | (3) 必要に応じてマイクの消毒や飛沫防止カーテンの設置等、感染症対策を実施すること。 |

イ 健康器具（ヘルストロン）保守点検

- | | |
|------|--|
| 業務内容 | (1) 日常的に異常音などないか点検し、異常音が認められる場合には、即使用を中止し、専門業者による点検を受けること。 |
| | (2) 専門業者に依頼し、年1回保守点検を実施し、適正な維持管理に努めること。 |

ウ 冷水機保守点検

- | | |
|------|--|
| 業務内容 | (1) 日常的に異常がないか点検し、異常が認められる場合には、即使用を中止し、専門業者による点検を受けること。 |
| | (2) 専門業者に依頼し、年1回の保守点検を行うとともに年1回一般飲料水としての水質検査を実施して、適正な維持管理に努めること。 |

■印西市総合福祉センター いこいの湯 衛生管理マニュアル

I. 日常清掃(毎日)

営業終了後、毎日実施

1. 準備

- 1) 薬剤、作業機材・用具等の点検・確認。
- 2) 清掃に際しては、作業員の安全確保のため、できる限り肌の露出が無い服装やマスク・ゴーグル等防具類を着用することが望ましい。
- 3) 清掃箇所等の確認。換気に注意する。
- 4) 補給水停止、ボイラー停止を確認。

2. ろ過器(ろ材)の逆洗浄

- 5) ろ過器(ろ材)の逆洗浄を行う。(通常の場合、5分～10分程度)

3. 排水

- 6) 浴槽水を排水する。配管の排水弁を開けて配管内に残る湯(汚水)も排水する。

4. ヘアキャッチャーの清掃

- 7) ヘアキャッチャー内のカゴを取り出し、ゴミを取り除いた後、ブラシ等でカゴの内外、本体内側を洗浄する。
- 8) 洗浄後、50-100mg/l 濃度の次亜塩素酸 Na 水溶液をカゴと本体内側に噴霧(スプレー)し、5～10分程度静置した後、清水ですすぐ。
- 9) 元に戻す。

5. 浴槽清掃

- 10) 予備洗浄として(ホースからの上水による)流水または高圧洗浄で汚れを洗い流す。
- 11) 浴槽用洗浄剤(中性～アルカリ性)を使用し床面・壁面をブラシ(デッキブラシやスポンジたわし)等により清掃を行う。(物理的洗浄)
オーバーフロー排水溝を適切に清掃する。
※温度計配管・手すりも清掃
- 12) 洗浄剤を清水にて洗い流す。(すすぎ)
- 13) 消毒剤を床面・壁面に塗布し、5～10分程度放置する。(化学的洗浄)
- 14) 消毒剤を清水にて洗い流す。(すすぎ)
その際、必要によりブラシ洗いを併用する。浴槽・配管内に薬剤等の汚水が残らないようによくすすぎ、排水する。(状況によりウェットバキュームやドライワイパー等を併用)
配管の排水弁を開けて配管内に残る汚水も排水する。

6. 終了確認

- 15) 清掃状態を確認後、各設備機器を復帰させ、総点検(確認)する。

Ⅱ. 日常清掃(毎週)

1. 循環配管(循環系統)の循環洗浄

- 1) 浴槽水を循環可能水位に調整する。
- 2) 次亜塩素酸ナトリウム濃度 5-10mg/l に調整した浴槽水により、3-4 時間程度循環し洗浄消毒を行う。

※循環洗浄前にヘアキャッチャー内のゴミや汚れを取り除く(ヘアキャッチャー内に溜まった汚濁物を除去し、残留塩素濃度低下を防ぐ)。

※循環洗浄前にろ過器の逆洗浄を行う(ろ過器内に溜まった汚濁物を除去し、残留塩素濃度低下を防ぐ)。

2. ろ過器(ろ材)の高濃度塩素による逆洗浄

- 3) 次亜塩素酸ナトリウム濃度 5-10mg/l に調整した浴槽水を使用し、ろ過器(ろ材)の逆洗浄を行う。
(通常の場合、5 分～10 分程度)

3. 浴槽水の排水

- 4) 浴槽洗浄終了後、浴槽と循環系統を清水にて洗い流す。(すすぎ)
その際、必要によりブラシ洗いを併用する。浴槽・配管内に薬剤等の汚水が残らないようによくすすぎ、排水する(状況によりウェットバキュームやドライワイパー等を併用)。
配管の排水弁を開けて配管内に残る汚水も排水する。

4. 水位計の洗浄・消毒(週2回)

- 5) 水位計の蓋を開け、管内に 50-100mg/l 程度の濃度に調整した次亜塩素酸ナトリウム水溶液を流し込む。この時可能な限り、配管内をブラシ等により清掃する。
- 6) 5 分～10 分程度静置した後、清水を流し込み、すすぐ。
- 7) 水位計配管内洗浄と同時に水位計の電極棒もブラシ等で清掃し、50-100mg/l 濃度の次亜塩素酸 Na 水溶液を塗布またはスプレーし、5～10 分程度静置した後、清水ですすぐ(または拭き取りにて消毒剤を除去する)。

※50-100mg/l 濃度の次亜塩素酸 Na 水溶液(スプレーボトル内に残った溶液)は、当日中に使い切るようにする(日が経つと水溶液中の残留塩素濃度が低下するため)

※循環ろ過系配管内は、1 年に 1 回以上、生物膜除去及び消毒作業を行う。

Ⅲ. 浴室（洗い場）の清掃（毎日）（参考）

1. 準備

- 1) 薬剤、作業機材・用具等の点検・確認。
- 2) 清掃に際しては、作業員の安全確保のため、できる限り肌の露出が無い服装やマスク・ゴーグル等防具類を着用することが望ましい。
- 3) 清掃箇所等の確認。換気に注意する。

2. 浴室清掃

- 4) 予備洗浄として流水または高圧洗浄で汚れを洗い流す。
- 5) 洗浄剤を使用し床面・壁面をブラシ等により清掃を行う。（物理的洗浄）
浴室備品類（桶）やカラン、シャワーヘッド等も合わせて清掃を行う。
排水溝の汚れも適切に清掃する。
- 6) 洗浄剤を清水にて洗い流す。（すすぎ）
すすぎの際、必要によりブラシ洗いを併用する。すすぎ後は薬剤、汚水が残らないように注意する。（ウェットバキュームやドライワイパー等を併用）
- 8) 浴室（特に床面）を乾燥させる。

Ⅳ. 浴室（洗い場）の清掃（毎週）（参考）

1. 浴室の消毒

- 1) 週に1回程度、清掃後に消毒剤を床面・壁面に塗布し、5～10分程度放置する。（化学的洗浄）
消毒剤を清水にて洗い流す。（すすぎ）

2. シャワーの清掃

- 2) できるだけシャワー内部に水が滞留しないよう、使用頻度が少ない場所にあるものは少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水する。

※シャワーヘッドとホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れとスケールを1年に1回以上洗浄、消毒するなどの対策を行う。

シャワー水も定期的にレジオネラ属菌検査を行い、不検出を確認することを推奨します。

※消毒剤スプレー水の作成方法

次亜濃度 50mg/l の水溶液 1 リットルを作るには、原液 1ml(1cc)を 1 リットル(1000cc)の水に入れる。

参考

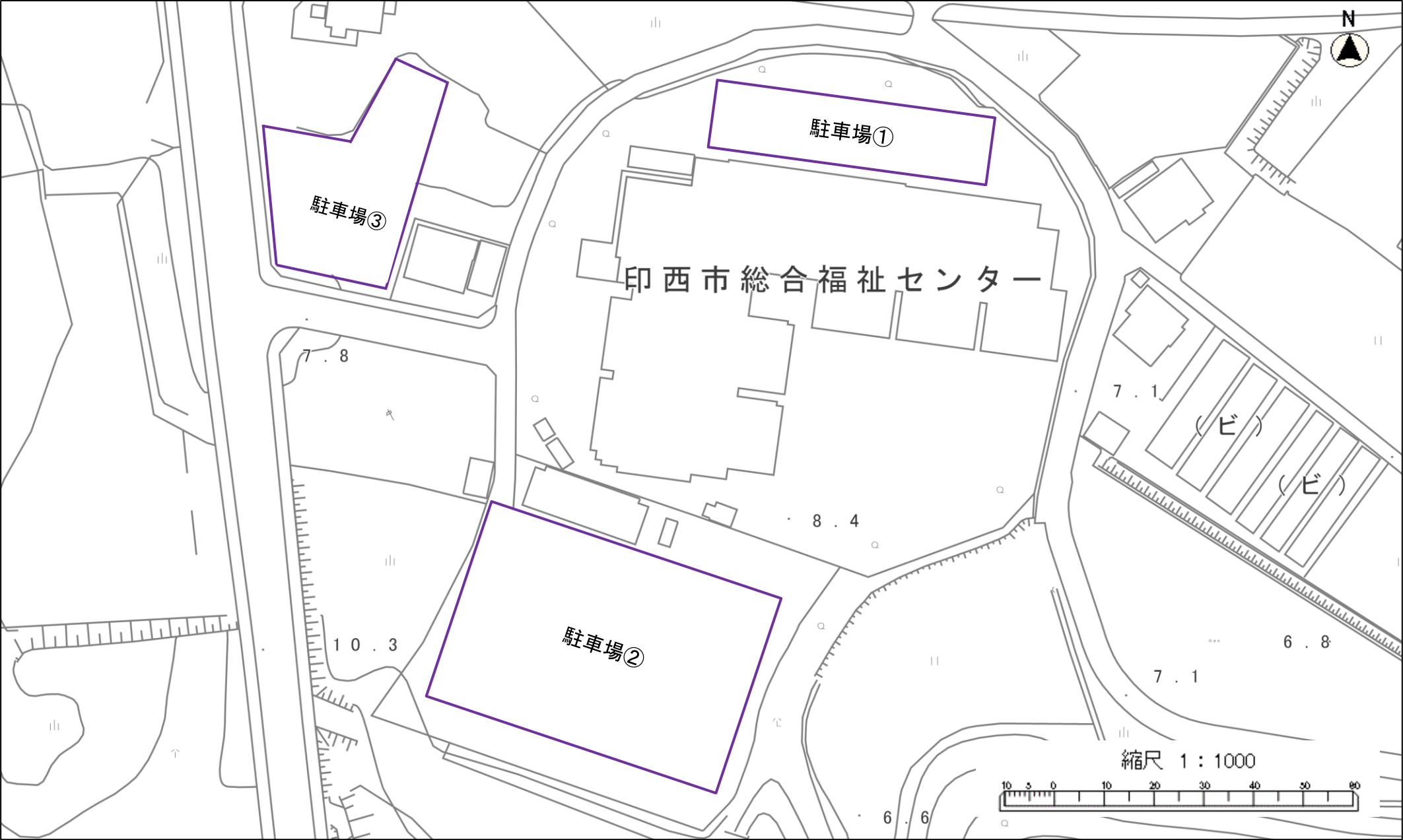
次亜塩素酸ナトリウム溶液「ハイター（塩素系）等」 5 ～ 6 % 原液を使用する場合の原液の量

対象物・濃度 作りたい量	嘔吐物・下痢便等	ドアノブ・手すり等
	0. 1% (1000ppm)	0. 02% (200ppm)
500ml (0. 5リットル)	10ml + 水490ml	2ml + 水498ml
1000ml (1リットル)	20ml + 水980ml	4ml + 水996ml
2000ml	40ml + 水1960ml	8ml + 水1992ml
3000ml	60ml + 水2940ml	12ml + 水2988ml
4000ml	80ml + 水3920ml	16ml + 水3984ml
5000ml (5リットル)	100ml + 4900ml	20ml + 水4980ml

参考資料:大分県・消毒液の調製方法（ノロウイルス対策）

令和3年4月1日 作成

令和3年7月1日 変更



印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

(平成 30 年 3 月 30 日)

1 目的

このガイドラインは、市内の犯罪等の未然防止を図るため設置する防犯カメラについて、その留意すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等の調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用し、印西市の安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として策定するものです。

2 定義

(1) ガイドラインの対象となる防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的として公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所（以下「公道等」という。）を撮影するために、常設される映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいいます。

※ 個人の住宅やマンション等の共同住宅、駐輪場、駐車場、店舗、事業所等の敷地内の安全管理、防犯対策で撮影している防犯カメラは対象とはなりません。

(2) 画像とは、防犯カメラにより撮影録画された映像をいいます。

3 防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項

(1) 撮影の範囲

防犯カメラの設置にあたっては、公道等の公共空間に限定し、撮影する目的及び範囲を明確にし、防犯効果が高められると同時に、個人のプライバシーの保護との調和を図るため、必要最小限な撮影範囲としてください。また、住宅内部などの私的空間が映らないようにしてください。

(2) 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置者は、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を表示してください。

(3) 管理責任者、取扱担当者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、管理責任者を指定してください。

また、機器の操作や画像データの視聴ができる者を限定するため管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及び録画装置の操作を行う取扱担当者を指定してください。

(4) 画像の保存・取扱い

画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意し、必要な措置を講じてください。

ア 防犯カメラの運用時間は、原則24時間とすること。

イ 画像の保存期間は、録画の日から起算して2週間を限度とすること。

ただし、法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合は、その確認に必要な期間とすること。

ウ 保存期間を過ぎた画像は、速やかに消去するか、上書きによる消去を行うものとし、画像の記録媒体を処分する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等により確実に処分すること。

エ 画像の記録媒体やパソコンについては、管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）以外の者の利用や盗難等の防止のため、施錠できる室内や設備の中で厳重に保管し、(6)に定める場合を除き画像の複写及び加工、外部への持ち出しを禁止すること。

オ 画像のモニター設備は、取り付けないこと。

カ 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策ソフトウェアを使用することや、パスワードを設定するなどして、情報漏えい防止措置を講じてください。

(5) 秘密の保持

管理責任者等は、画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様です。

(6) 画像の利用、提供の制限

管理責任者等は、犯罪の抑止及び事故の防止のため、緊急かつやむを得ないと認める場合を除くほか、画像を利用し、又は外部に提供しないでください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合

イ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

ウ 人の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要性がある場合

なお、画像を利用し、又は外部に提供する場合は、利用する者及び提供する相手の身分を確認し、利用等の日時、提供先、画像内容、理由等を記録するなど、適正に運用してください。

(7) 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは、誠実に速やかに対応してください。

(8) 保守点検

管理責任者は、防犯カメラの機能を維持するため、定期的な保守点検を行ってください。

4 管理運用規程の作成と遵守

防犯カメラの設置及び運用について、本ガイドラインに沿った管理運用規程を作成し、その設置及び運用が適切なものとなるよう努めてください。

また、防犯カメラの運用業務を委託する場合においても、委託業者にこのガイドライン及び管理運用規程を遵守させ、適正な運用をさせてください。

5 防犯カメラの設置に伴う個人情報の取扱い

防犯カメラによって撮影された映像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当しますので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適正に取り扱ってください。

(案)

印西市総合福祉センター防犯カメラの設置及び運用管理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市が印西市総合福祉センターにおいて犯罪防止等の目的で設置した防犯カメラの管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として、印西市総合福祉センターに常設するカメラ並びに当該カメラにより撮影された画像を録画及び表示するために必要な関連機器で構成される装置をいう。
- (2) 個人識別画像 防犯カメラにより撮影された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、印西市総合福祉センターへの防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いについて、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、当該防犯カメラにより撮影された者(以下「市民等」という。)の権利保護を図らなければならない。

(防犯カメラ管理責任者等の設置)

第 4 条 市は、印西市総合福祉センターにおける防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び防犯カメラ運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置くものとする。

2 管理責任者は、印西市総合福祉センターを所管する課の長とし、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 防犯カメラの設置及び撤去に関すること。
- (2) 画像の保存、消去その他の取扱いに関すること。
- (3) 第三者からの画像の利用申請に関すること。

3 運用責任者は、印西市立中央老人福祉センターの長とし、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 防犯カメラの保守点検及び維持管理に関すること。
- (2) 画像検索者(画像の検索を担当する者をいう。以下同じ。)の指定及び解除に関すること。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第 5 条 管理責任者は、防犯カメラを設置する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの撮影対象区域を住民のプライバシーに配慮しつつ、設置目的達成のために必要な範囲となるように調整すること。
- (2) 画像表示機器及び録画機材の設置場所には、管理責任者の許可を得た

(案)

者以外の者の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、画像の外部漏えい等を防止すること。

(画像等に係る措置)

第6条 管理責任者は、画像及び当該画像を収録した記録媒体又はオンラインストレージ等（以下「記録媒体等」という。）について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像の保存期間は、2週間までとすること。
- (2) 保存期間を経過した画像は、あらかじめ定めた処理手順に従い、速やかに消去すること。
- (3) 画像は加工せずに、撮影時の状態のままで保存すること。
- (4) 画像から知り得た市民等の情報をみだりに他に漏らさないこと。
- (5) 画像を検索して画像表示機器に再生するときは、管理責任者が指定した場所で画像検索者が行うこと。
- (6) 画像表示機器及び録画機材を設置場所以外へ持ち出すことを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可したときは、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、画像及び記録媒体等の不正利用、外部流出、改ざん、逸失等を防止するために必要な措置を講じること。

(画像の保存期間の特例)

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合には、前条第1号に規定する保存期間を延長することができる。

- (1) 次条第1項ただし書に規定する利用又は提供を行う場合
- (2) その他管理責任者が特に必要と認める場合

(目的外利用及び外部提供)

第8条 管理責任者は、個人識別画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第69条第1項及び第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項ただし書きに規定する利用又は提供を行う場合は、前条第1号に規定する記録媒体等の保管期間を延長することができる。
- 3 管理責任者は、第三者から画像の利用申請があるときは、防犯カメラ画像利用申請書（別記第1号様式）の提出を求めるものとする。
- 4 運用責任者は、管理責任者の指示に基づき、第1項の規定による目的外の利用に際し、提供する必要があると認められる画像の内容及び範囲を選択するものとする。
- 5 画像検索者は、運用責任者の指示に基づき画像を検索した場合、その結果を運用責任者に報告しなければならない。
- 6 画像検索者は、画像を検索したときは、防犯カメラ画像検索簿（別記第2号様式）にその内容を記録しておかなければならない。
- 7 画像検索者は、運用責任者の指示に基づかないで画像を検索してはならな

(案)

い。

- 8 管理責任者は、第3項の申請に基づき、第三者に画像を提供しようとするときは、事前に市長の許可を受けなければならない。ただし、犯罪防止等の事由により急を要する場合には、事後の報告をもって代えることができる。

(個人情報保護法の適用)

第9条 個人識別画像の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、個人情報保護法の定めるところによる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、令和9年4月1日から施行する。

品目	数量	配置先	大きさ(※1)	備考1(型式等)	備考2
印刷機	1	印刷室	W80cm × D70cm × H110cm	RISO製 RZ770型式	
ロッカー	2	印刷室	W90cm × D45cm × H215cm		
作業机	2	印刷室	W150cm × D75cm × H75cm		
車イス(折りたたみ時)	2	正面玄関	W30cm × D100cm × H80cm		
自立式ホワイトボード(小)	1	研修室	W42cm × D42cm × H128cm		
ロッカー	1	更衣室3	W60cm × D50cm × H180cm	2人用ロッカー	
パーテーション	1	更衣室3	W80cm × D5cm × H190cm		
パーテーション	1	更衣室3	W90cm × D5cm × H190cm		
パーテーション	1	更衣室3	W100cm × D5cm × H190cm		
車イス	1	更衣室3			
ロッカー	12	更衣室3	W90cm × D50cm × H180cm	3人用ロッカー	
パーテーション	2	更衣室3	W75cm × D5cm × H190cm		
パーテーション	2	更衣室3	W120cm × D5cm × H190cm		
将棋指導盤	1	娯楽室	W90cm × D90cm × H1cm		
将棋指導盤建て	1	娯楽室	W55cm × D55cm × H160cm		
囲碁指導盤	1	娯楽室	W90cm × D90cm × H1cm		
囲碁指導盤建て	1	娯楽室	W55cm × D55cm × H160cm		
折りたたみベット	2	娯楽室	W200cm × D90cm × H40cm	本体及びふとん	
碁盤	15	娯楽室	W141cm × D42cm × H2cm		
碁石	15	娯楽室			
将棋盤	14	娯楽室	W29cm × D33cm × H2cm		
将棋駒	14	娯楽室			
テーブル	1	作業員室	W150cm × D75cm × H75cm		
袖机	1	作業員室	W35cm × D63cm × H75cm	3段	
演台(大)	1	集会室	W120cm × D50cm × H100cm		
演台(中)	1	集会室	W65cm × D50cm × H100cm		
演台(小)	1	集会室	W55cm × D55cm × H75cm		
オープンラック	1	書庫	W425cm × D45cm × H210cm		
オープンラック	1	書庫	W305cm × D45cm × H210cm		
金庫	1	書庫	W60cm × D60cm × H80cm		
プラスチック製収納ボックス(5段)	1	書庫	W33cm × D38cm × H107cm		
脚立(折りたたみ式)	1	書庫	W42cm × D7cm × H112cm		
プラスチック製多目的収納箱	4	書庫	W15cm × D35cm × H28cm		
プラスチック製多目的収納箱	4	書庫	W15cm × D35cm × H32cm		
自立式ホワイトボード(小)	2	書庫	W42cm × D42cm × H128cm		
鍵付き棚	1	書庫			
いこいの湯時計	1	書庫			
三脚	1	書庫	W42cm × D7cm × H112cm		
ピーポップ	1	書庫			
ヘルスメーター	4	倉庫2			
刈払機	1	倉庫2	W20cm × D20cm × H180cm		
距離測定機	1	倉庫2	W30cm × D10cm × H90cm		
七宝焼電気炉	1	倉庫2	W35cm × D45cm × H35cm		
七宝焼製作セット	1	倉庫2	W42cm × D22cm × H15cm		
オープンラック	1	倉庫2	W80cm × D25cm × H180cm		
オープンラック	1	倉庫2	W90cm × D40cm × H185cm		
シャワーベンチ	1	倉庫2			
碁盤	1	倉庫2	W45cm × D45cm × H27cm		
囲碁セット	1	倉庫2			
スリッパ	多数	倉庫2			
ミシン	1	創作室	W40cm × D13cm × H30cm		
自立式ホワイトボード(大)	1	創作室	W190cm × D55cm × H180cm		
ゴミ箱	1	創作室	W65cm × D30cm × H60cm		
引き出し棚	1	創作室	W36cm × D24cm × H38cm		
収納棚	2	創作室	W180cm × D45cm × H80cm		
アイロン	1	創作室			
アイロン台	1	創作室			
衣装ケース	2	創作室			
スリッパ	多数	創作室			
衣装ケース	1	創作室			
テーブル	1	相談室1	W180cm × D90cm × H70cm		
自立式ホワイトボード(小)	1	大倉庫	W42cm × D42cm × H128cm		
モップ	4	大倉庫			
帚	1	大倉庫			
モップ専用台	1	大倉庫	W85cm × D50cm × H120cm		
踏み台	1	大倉庫	W40cm × D50cm × H75cm		
台車	1	大倉庫	W60cm × D90cm × H85cm		
クロリティーリング	20	大倉庫			
クロリティーマット	2	大倉庫			
座卓	5	大倉庫	W180cm × D60cm × H34cm		
台車	3	大倉庫	W75cm × D120cm × H90cm		
クロリティーボード	2	大倉庫			
得点盤	3	大倉庫			

品目	数量	配置先	大きさ(※1)	備考1(型式等)	備考2
簡易ステージ	4	大倉庫	W120cm × D240cm × H40cm		
スクリーン	1	大倉庫			
ステージ用スカート	数枚	大倉庫			
ダスター	2	大倉庫			
卓球用具	多数	大倉庫		ラケット・ネット等	
卓球台	3	大倉庫			現在、大森小学校に保管中
事務机(両側引き出し)	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W140cm × D70cm × H70cm		
作業机	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W160cm × D80cm × H66cm		
木製キャビネット	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W40cm × D30cm × H87cm		
レターケース	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W63cm × D40cm × H88cm		
食器棚	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W90cm × D45cm × H180cm		
丸イス	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室			
事務机(片側引き出し)	4	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W110cm × D70cm × H70cm		
袖机	4	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W40cm × D70cm × H70cm	2段	
事務用チェア	5	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W43cm × D50cm × H77cm		
木製キャビネット	2	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W30cm × D40cm × H90cm		
レターケース	4	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W25cm × D35cm × H25cm		
カード用ラミネーター	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室			
書棚	2	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W90cm × D42cm × H250cm		
書棚	2	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター-事務室	W180cm × D48cm × H250cm		
食器棚	1	調理実習室			
木製ベンチ	1	廊下1(東廊下)	W180cm × D35cm × H45cm		
木製ベンチ	1	廊下1(東廊下)	W120cm × D35cm × H35cm		
コインロッカー	2	廊下1(東廊下)	W90cm × D35cm × H180cm		
自立式ホワイトボード(大)	1	福祉団体室	W130cm × D55cm × H180cm		
自立式ホワイトボード(小)	1	福祉団体室	W45cm × D40cm × H130cm		
収納棚	6	福祉団体室	W90cm × D50cm × H220cm		
テレビ台	1	ふれあいの間	W70cm × D47cm × H27cm		
のれん	1	ふれあいの間			
すのこ	2	ふれあいの間			
書棚	5	ボランティア室	W176cm × D52cm × H220cm	3段書庫	
袖机(キャスター付き)	1	ボランティアセンター	W40cm × D60cm × H60cm	2段	
回転イス	1	ボランティアセンター	W45cm × D45cm × H80cm		
コーナードISK	1	ボランティアセンター	W170cm × D110cm × H70cm		
作業机	1	ボランティアセンター	W200cm × D70cm × H70cm		
戸棚	2	ボランティアセンター	W90cm × D45cm × H105cm	ガラス戸	
戸棚	2	ボランティアセンター	W90cm × D45cm × H110cm	①3ラテ ②両開き(3段)	
袖机	2	ボランティアセンター	W40cm × D70cm × H70cm	2段	
多目的台	1	マッサージコーナー	W180cm × D70cm × H135cm		
イス(小学生用)	1	マッサージコーナー	W36cm × D40cm × H75cm		
ワゴン	1	マッサージコーナー	W50cm × D30cm × H60cm		
スカイウェル(電位治療器(ヘルストロン))	5	マッサージコーナー	W65cm × D55cm × H50cm	①・②本体、足下敷き各1つずつ ③案内版	
壁かけ時計	2	マッサージコーナー	W32cm × D32cm × H5cm		
体重計	1	マッサージコーナー	W26cm × D26cm × H2cm		
シャワーベンチ	4	マッサージコーナー	W50cm × D30cm × H35cm		
桶	1	マッサージコーナー			
イス	5	マッサージコーナー			
体重計	1	マッサージコーナー	W27cm × D5cm × H24cm		
マガジンラック	1	ラウンジ	W120cm × D45cm × H120cm		
電話機	1	ラウンジ	W23cm × D23cm × H23cm		
全自動血圧計セット(専用台・イス含む)	3	ラウンジ	W45cm × D50cm × H45cm	本体・専用台・イス 各1つ	
マガジンラック	2	ラウンジ			
ダストボックス	2	ラウンジ	W120cm × D45cm × H120cm		
踏み台	2	ラウンジ			
マット	5	ラウンジ	W45cm × D50cm × H45cm		
収納棚	1	録音室	W90cm × D45cm × H210cm		
両開書庫	1	録音室	W90cm × D40cm × H180cm		
収納ボックス(12段)	1	録音室	W90cm × D45cm × H110cm		
テーブル(大)	1	録音室	W180cm × D90cm × H70cm		
マイクスタンド	1	録音室	W10cm × D66cm × H42cm		
パソコン机	1	録音室	W110cm × D70cm × H70cm		
棚	1	録音室	W53cm × D30cm × H106cm		
棚	1	録音室	W90cm × D40cm × H20cm		
簡易ステージ 踏み台	1	録音室			
テーブル(小)	2	録音室	W140cm × D80cm × H70cm		
回転イス	2	録音室	W65cm × D45cm × H80cm		
スピーカー	2	録音室	W22cm × D26cm × H95cm		
簡易ステージ	2	録音室	W120cm × D240cm × H40cm		
録音再生機	1	録音室	W30cm × D25cm × H12cm	PLEXTALK DR-1	
オーディオインターフェース	1	録音室	W26cm × D19cm × H13cm	QUAD-CAPTURE(ローランド社製)	
壁掛け時計	1	録音室			
録音再生機	1	録音室	W30cm × D27cm × H16cm	PLEXTALK PTN2	
オーディオミキサー	1	録音室	W43cm × D35cm × H13cm	SONY	

品目	数量	配置先	大きさ(※1)	備考1(型式等)	備考2
マイク・コード・ケーブル	1	録音室	W30cm×D10cm×H40cm		
棚板	1	録音室			
五月人形	1	倉庫2	W45cm×D32cm×H47cm		
羽子板人形	1	倉庫2	W38cm×D27cm×H93cm		
プラントボックス	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター事務所	W180cm×D36cm×H70cm		現在、子育て支援課で借用中
プラントボックス	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター事務所	W120cm×D36cm×H70cm		現在、子育て支援課で借用中
座卓	8	大倉庫	W180cm×D60cm×H34cm		現在、子育て支援課で借用中
学習机	2	大倉庫	W110cm×D70cm×H70cm		現在、子育て支援課で借用中
椅子	2	大倉庫	W45cm×D45cm×H76cm		現在、子育て支援課で借用中
ワイヤレスアンプ	1	集会室	W30cm×D21cm×H45cm		現在、子育て支援課で借用中
ワイヤレスマイク	1	集会室	W5cm×D10cm×H26cm		現在、子育て支援課で借用中
工具セット	1	倉庫2	W36cm×D16cm×H13cm		現在、子育て支援課で借用中
台車	1	書庫	W71cm×D46cm×H20cm		現在、子育て支援課で借用中
掃除機	1	書庫	W100cm×D26cm×H22cm		現在、子育て支援課で借用中
タライ	2	創作室	W57cm×H20cm		現在、子育て支援課で借用中
バケツ	2	創作室	W33cm×H27cm		現在、子育て支援課で借用中
折り紙収納棚	1	創作室	W60×D30×H60		現在、子育て支援課で借用中
絵の具棚	1	創作室	W68×D18×H34		現在、子育て支援課で借用中
道具棚	1	創作室	W90×D42×H90		現在、子育て支援課で借用中
ベビーラック	2	わくわくほかほか広場	W47cm×D90cm×H43cm		現在、子育て支援課で借用中
パネルシアター一式	1	わくわくほかほか広場			現在、子育て支援課で借用中
ポット台	1	わくわくほかほか広場			現在、子育て支援課で借用中
ペーパーカッター	1	事務所	W36cm×D60cm×H10cm		現在、子育て支援課で借用中
延長コード	1	事務所	W30cm×D24cm×H35cm		現在、子育て支援課で借用中
シュレッダー	1	事務所	W50cm×D53cm×H90cm		現在、子育て支援課で借用中
プラントボックス	3	ラウンジ	W180cm×D36cm×H70cm		現在、子育て支援課で借用中
コードリール	1	倉庫2	W27cm×D20cm×H35cm		現在、子育て支援課で借用中
クリスマスツリー	1	倉庫2			現在、子育て支援課で借用中
クリスマスツリー	1	倉庫2			現在、子育て支援課で借用中
画用紙入れ棚	2	倉庫2	W60×D42×H90		現在、子育て支援課で借用中
マットレス	1	大倉庫	W200cm×D150cm×H20cm		現在、子育て支援課で借用中
ボールラック	1	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
ビリヤードセット	1	大倉庫	W125cm×D55cm×H75cm	キュー2本、ビリヤードボール含む	現在、子育て支援課で借用中
コンピカー	4	大倉庫		車3台 ショベルカー1台	現在、子育て支援課で借用中
体操マット	2	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
ビニールトンネル	1	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
フラフープ(大)	15	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
フラフープ(小)	21	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
ティーボール	1	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
ティーボール替え棒	1	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
子どもイス(青)	10	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
子どもイス(赤)	8	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
鈴割り(赤・白)	1	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
鈴割りボール(赤・白)	1	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
紅白玉入れセット	1	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
インディアカボール	2	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
バランスボール	5	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
パーテーション(ピンク)	3	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
タンバリン	20	大倉庫		段ボール2箱に封入	現在、子育て支援課で借用中
カスターネット	11	大倉庫		1箱に封入	現在、子育て支援課で借用中
鈴	37	大倉庫		1箱に封入	現在、子育て支援課で借用中
コーン	4	大倉庫		黄色、緑、オレンジ、青	現在、子育て支援課で借用中
ボールプール用のボール	2袋	大倉庫		ボールの合計数347個	現在、子育て支援課で借用中
フラフープラック	1	大倉庫	W47cm×D28cm×H120cm		現在、子育て支援課で借用中
紙芝居(はじめての行事紙芝居除く)	142	大倉庫			現在、子育て支援課で借用中
紙芝居ラック	1	大倉庫	W110cm×D84cm×H71cm		現在、子育て支援課で借用中
キーボード	1	倉庫4			現在、子育て支援課で借用中
保育マット	3	倉庫4			現在、子育て支援課で借用中
AEDセット	1	ラウンジ			現在、障がい福祉課で借用中
マイク	1	録音室			現在、障がい福祉課で借用中
ハードディスク	1	録音室			現在、障がい福祉課で借用中
PLEXOCOPIER	1	録音室			現在、障がい福祉課で借用中
ブース内スピーカー	1	録音室			現在、障がい福祉課で借用中
以下は、令和9年4月の再開時までに購入・配備予定					
可動式折りたたみテーブル	8	研修室			新規購入予定
イス	24	研修室			新規購入予定
一般電話機	1	研修室			新規購入予定
可動式折りたたみテーブル	8	ボランティア室			新規購入予定
イス	24	ボランティア室			新規購入予定
一般電話機	1	ボランティア室			新規購入予定
可動式折りたたみテーブル	8	福祉団体室			新規購入予定

品目	数量	配置先	大きさ（※1）	備考1（型式等）	備考2
イス	24	福祉団体室			新規購入予定
一般電話機	1	研修室			新規購入予定
蒸し器	4	調理実習室			新規購入予定
ガス炊飯器	1	調理実習室			新規購入予定
電気炊飯器	2	調理実習室			新規購入予定
オープンレンジ	1	調理実習室			新規購入予定
冷蔵庫	1	調理実習室			新規購入予定
テーブル	2	調理実習室			新規購入予定
フードプロセッサー	1	調理実習室			新規購入予定
ホットプレート	2	調理実習室			新規購入予定
ミキサー	4	調理実習室			新規購入予定
電気ポット	2	調理実習室			新規購入予定
キャスターテーブル	1	調理実習室			新規購入予定
イス	25	調理実習室			新規購入予定
ゴミ入れ	2	調理実習室			新規購入予定
一般電話機	1	調理実習室			新規購入予定
一般電話機	2	福作業所休憩室			新規購入予定
一般電話機	1	福祉作業所			新規購入予定
一般電話機	1	所長室			新規購入予定
一般電話機	1	印刷室			新規購入予定
イス	5	相談室1			新規購入予定
一般電話機	1	相談室1			新規購入予定
イス	5	ボランティアセンター			新規購入予定
一般電話機	1	ボランティアセンター			新規購入予定
一般電話機	1	地域福祉センター事務室			新規購入予定
可動式折りたたみテーブル	6	相談室2			新規購入予定
イス	18	相談室2			新規購入予定
一般電話機	1	相談室2			新規購入予定
イス	14	録音室			新規購入予定
一般電話機	1	録音室			新規購入予定
可動式折りたたみテーブル	2	創作室			新規購入予定
イス	26	創作室			新規購入予定
工作用テーブル	6	創作室			新規購入予定
一般電話機	1	創作室			新規購入予定
可動式折りたたみテーブル	10	娯楽室			新規購入予定
イス	30	娯楽室			新規購入予定
一般電話機	1	娯楽室			新規購入予定
ワゴンアンブ	1	レクリエーションホール			新規購入予定
移動式プロジェクタ	1	レクリエーションホール			新規購入予定
移動式スクリーン	1	レクリエーションホール			新規購入予定
ダイナミックマイク	1	レクリエーションホール			新規購入予定
ワイヤレスハンドマイク	2	レクリエーションホール			新規購入予定
卓上式マイクスタンド	1	レクリエーションホール			新規購入予定
床置き式マイクスタンド	1	レクリエーションホール			新規購入予定
ワイヤレスマイク	1	レクリエーションホール			新規購入予定
ワイヤレスマイク用充電器	1	レクリエーションホール			新規購入予定
一般電話機	1	レクリエーションホール			新規購入予定
ワゴンアンブ	1	集会室			新規購入予定
移動式プロジェクタ	1	集会室			新規購入予定
移動式スクリーン	1	集会室			新規購入予定
ダイナミックマイク	1	集会室			新規購入予定
ワイヤレスハンドマイク	2	集会室			新規購入予定
卓上式マイクスタンド	1	集会室			新規購入予定
床置き式マイクスタンド	1	集会室			新規購入予定
ワイヤレスマイク	1	集会室			新規購入予定
ワイヤレスマイク用充電器	1	集会室			新規購入予定
一般電話機	1	集会室			新規購入予定
おままごとセット	1	あそびの広場			新規購入予定
一般電話機	1	あそびの広場			新規購入予定
一般電話機	1	本の広場			新規購入予定
木製すべり台	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
木製テーブル（低）	3	わくわくほかほか広場			新規購入予定
木製テーブル（高）	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
おむつ替え台	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
体重計	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
身長計	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
授乳用イス	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
ポット	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
加湿器	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
木製イス	2	わくわくほかほか広場			新規購入予定
冷蔵庫	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
電子レンジ	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
パーテーション	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定

品目	数量	配置先	大きさ(※1)	備考1(型式等)	備考2
ベビーベット	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
お手紙入れ	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
幼児用ソフトベンチ	3	わくわくほかほか広場			新規購入予定
荷物棚	2	わくわくほかほか広場			新規購入予定
保育マット	3	わくわくほかほか広場			新規購入予定
棚(4段、シルバー)	1	わくわくほかほか広場			新規購入予定
丸イス	5	脱衣所(男)			新規購入予定
ドライヤー	2	脱衣所(男)			新規購入予定
丸イス	5	脱衣所(女)			新規購入予定
ドライヤー	2	脱衣所(女)			新規購入予定
一般電話機	1	マッサージコーナー			新規購入予定
座イス	10	ふれあいの間			新規購入予定
座卓	15	ふれあいの間			新規購入予定
座布団	60	ふれあいの間			新規購入予定
テレビ	1	ふれあいの間			新規購入予定
テレビ台	1	ふれあいの間			新規購入予定
一般電話機	1	ふれあいの間			新規購入予定
固定式テーブル	3	談話コーナー			新規購入予定
肘掛イス	12	談話コーナー			新規購入予定
テレビ	1	談話コーナー			新規購入予定
テレビ台	1	談話コーナー			新規購入予定
電子レンジ	1	談話コーナー			新規購入予定
一般電話機	1	談話コーナー			新規購入予定
冷蔵庫	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター事務室			新規購入予定
多機能電話機	5	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター事務室			新規購入予定
一般電話機	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター事務室			新規購入予定
事務机(片側引き出し)	3	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター事務室			新規購入予定
袖机	2	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター事務室			新規購入予定
作業机	1	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター事務室			新規購入予定
事務用チェア	5	中央老人福祉センター・子どもふれあいセンター事務室			新規購入予定
一般電話機	1	作業員室			新規購入予定
ソファー3人がけ用	4	ラウンジ			新規購入予定
ソファー1人がけ用	12	ラウンジ			新規購入予定
ソファー用木製テーブル	3	ラウンジ			新規購入予定
電子レンジ	1	湯沸室			新規購入予定
洗濯機	1	洗濯室			新規購入予定
乾燥機	1	洗濯室			新規購入予定
洗濯機・乾燥機設置台	1	洗濯室			新規購入予定
可動式折りたたみテーブル	26	大倉庫			新規購入予定
イス	80	大倉庫			新規購入予定
イス専用台車	10	大倉庫			新規購入予定
パーティションパネル	30	大倉庫			新規購入予定
パーティション支柱	30	大倉庫			新規購入予定
パーティション安定脚	30	大倉庫			新規購入予定
パーティション専用台車	3	大倉庫			新規購入予定
ヒアリングループ	1	大倉庫			新規購入予定
カラーボールプール	1	大倉庫			新規購入予定
背もたれ付きベンチ	3	風除室			新規購入予定